総務委員会会議録

日時 平成24年6月29日(金) 開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後 2時53分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 勝

副委員長 山田 一功

委員 武川 勉 鈴木 幹夫 石井 脩德 山下 政樹

永井 学 高木 晴雄 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 真田 幸子 警察本部長 唐木 芳博

警務部長 砂山 和明 交通部長 中澤 明彦 刑事部長 保坂 廣文

警備部長 門西 和雄 総務室長 小野 和夫 生活安全部長 宮﨑 清

会計課長 川崎 雅明 首席監察官 有泉 辰二美 警察学校長 佐野 俊夫

警務部参事官 輿石 靖 交通部参事官 深沢 智明 教養課長 渡辺 文友

警備部参事官 渡辺 茂 刑事部参事官 秋山 一哉

生活安全部参事官 古屋 一栄 捜査一課長 小林 仁志 地域課長 奥脇 勝美

捜査二課長 佐藤 岩生 交通規制課長 長田 法

運転免許課長職務代理 千塚 久夫 交通指導課長 本田 光彦

警備二課長 海野 錦 監察課長 古屋 清行 生活安全課長 中山 良彦

厚生課長 古屋 政博 少年課長 岡田 寿雄 情報管理課長 加藤 芳文

通信指令課長 一瀬 浩 組織犯罪対策課長 松本 光義

企画県民部理事 河野 義彦

知事政策局次長 小野 浩 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 山下 誠

知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 松谷 荘一 政策参事 茂手木 正人

企画県民部次長 古屋 正人 企画県民部次長 伏見 健

リニア交通局次長 矢島 孝雄

行政改革推進課長 古屋 金正

企画課長 相原 繁博 世界遺産推進課長 市川 満

北富士演習場対策課長 小林 善太 情報政策課長 清水 正

統計調查課長 浅沼 潔 県民生活·男女共同参画課長 小松 万知代

消費生活安全課長 前沢 喜直 生涯学習文化課長 斉藤 進

国民文化祭課長 樋川 昇

リニア推進課長 佐藤 佳臣 交通政策課長 大柴 節美

総務部長 田中 聖也 会計管理者 広瀬 猛

人事委員会委員長 中矢 惠三 代表監査委員 古屋 博敏

選挙管理委員会委員長 戸栗 敏

防災危機管理監 八木 正敏 総務部理事 望月 明雄

総務部次長 望月 洋一 総務部次長(人事課長事務取扱) 吉原 美幸 職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾﨑 祐子 税務課長 上小澤 始 管財課長 平井 敏男 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛 防災危機管理課長 宮原 健一 消防保安室長 山下 宏 出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉 管理課長 小林 幸子 工事検査課長 風間 達夫 人事委員会事務局長 久保田 克己 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸 監查委員事務局長 藤江 昭 監查委員事務局次長 鈴木 明彦 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 大森 茂男

議題 (付託案件)

第79号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額 及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係の もの並びに第3条地方債の補正

第82号 不動産購入の件

承第1号 山梨県県税条例中改正の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2

請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることにつ いて

請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止 (廃炉) にすることを求めることについて

請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

請願第24-6号 地方財政の充実・強化を図ることについて

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることに ついて

審査の結果

付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第 23-3 号、請願第 23-13 号、請願第 23-14 号、請願第 23-15 号、請願第 23-16 号及び請願第 24-7 号については、継続審査すべきもの、請願第 24-6 号については、採択すべきものと決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午前10時37分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前10時50分から午後12時15分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後1時33分から午後2時53分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

小越委員

この請願の採択をお願いしたいと思います。足利事件を初め密室での取り調べでつくられる虚偽自白が問題となって可視化を求める世論が高っています。無罪判決が言い渡された厚生労働省の特捜事件では、大阪地検特捜部による違法・不当な取り調べが明らかになり有罪が言い渡されました。取り調べの全過程を例外なく録画することで違法・不当な取り調べを防止することができます。取り調べの可視化は世界の流れです。可視化によって支障が来たすという人もいますが、可視化によって支障が出たということは全く聞いておりません。一部録画では都合のよいところだけしか録画することになりかねず、すべての可視化が必要であり、この請願を採択するべきだと思います。採択をお願いします。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(脱法ハーブについて)

高木委員

先般、中央病院の医師による脱法ハーブの使用により医師のぐあいが悪くなったこと、あるいは、もしかしたら命の危険もあったんではないかなと思われるようなことが起こりました。非常に将来を嘱望される優秀な医師、医師不足というような中で非常にもったいないな、残念だなと思われる方も大変いるかと思います。医師は退職を余儀なくされたわけですけれども、そういった中で非常に地位も高い、ましてや県立中央病院ということからすると、非常に社会に与える影響大かなと思います。

そういった中で、最近、いろいろなメディアで脱法ハーブということを聞く機会も以前に比べて多くなっております。そうした中で一体脱法ハーブあるいは脱法ドラッグと呼ばれるものは何であろうと思うわけですけれども、このことをお尋ねしたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

法律で規制されておる薬物にはまず覚せい剤・大麻等の規制薬物というのがございます。そのほかに平成18年6月に薬事法が改正されまして、厚生労働大臣が幻覚等の作用を生じさせる恐れのある薬物、これを指定薬物として指定し、その製造、輸入、販売等が禁止されてございます。脱法ドラッグというのは薬物取締法令に触れないように、この規制薬物または指定薬物に化学構造を似せてつくられ、それらに似た薬理作用を有する物質を含む物質を言っております。たばこのような植物片をとる形態も多くございまして、そのようなものが脱法ハーブと呼ばれております。

高木委員

よくわかりました。そういった中でこういった薬の関係、違法のもの、あるいは、今、脱法ハーブと言われるような、合法とは言えなくても違法にならないような、こういったものが蔓延化しては困るなと。そのことがまた、今、違法となるようなものへの足がかりというのか、その延長上にそういうことがあっては困るなと。非常にまた低年齢化の問題とかいろいろ危惧するところはたくさんあるんですけれども、そういった中で、警察として県の衛生薬務課との連携の中でぜひこういうことの怖さの周知、そして、そういうものをもっともっと連携をとって、監視の目を光らせていってほしい、こんなふうに思うんですけれども、その辺についてはどのように取り組まれていくのか、または取り組まれておられるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

県警といたしましては、県の薬務主管課と連携しまして、店舗に対する立ち入り検査の支援ですとか、立ち寄り等の方法で実態把握にまず努めております。そして、脱法ドラッグの危険性というものを指導しているところでございます。また、麻薬等の規制薬物ですとか薬事法上の指定薬物に該当する物品を販売している場合には、その店舗の取り締まりを徹底してまいりたいというふうに考えております。

高木委員

よくわかりましたけれども、いずれにしても本当に社会で大きな問題を起こす、また、最初の入り口は本当に、手軽に小箱のようなものに入っていて、今、規制されているようなものになっては困るんですけれども、その辺のことについても先ほども目を光らせという話をさせていただきましたが、警察でもいろんな学校関係だとか、いろいろな公的機関に周知をして呼びかけて、その危険性を訴えることによってそういう事案が起こらないように、また、社会から消えていくような努力を加味してほしいことを望みまして質問を終わらせていただきます。

(警察の不祥事について)

小越委員

この間、いわゆる警察の不祥事が相次いだということを県民みんなが心配し、怒りも感じていると思います。これらの事案経過等についてお伺いしたいと思います。この事案いろいろあったんですけれども、処分について公安委員会としてはどのような報告を受け、公安委員会としてどのような意見を述べていらっしゃるのかお伺いします。

真田公安委員

非違事案がこのところ相次いで起こりまして私たちも非常に残念に思っているところでございます。これらをその事案が発生したたびに即報告を受けまして、私たちはその全容の解明と厳正な対応、処分、それから、再発の防止などにつきまして、徹底的にやっていただくよう指示をしているところでございます。引き続き県警において、この非違事案が防止できるような対策をつくっていただくように指示をしているところでございます。

小越委員

公安委員会の役割とは、警察と常に密接な連携を図りながら県民の皆様が安全で安心して生活できる社会の実現を目指しております。公安委員会は警察の民主的管理と政治的中立を確保するために設けられており、警察を管理する機能とともに県民の良識を代表して警察の業務に県民の考えを反映させるという役割をも持っています。こういうのはホームページに書いてあります。それに当たりますと、公安委員会はいろいろな事案があったと思うんですけれども、県民感覚からすると「えっ、いかがなものか」というのは幾つかあったと思うんですが、公

安委員会として幾つか見ますと、どのような意見があったのか、どのようにそれが反映されたのかという議事録もすべて何もないんですけれども、公安委員会の中でこういうことに対しての処分が甘いんではないかとか、いや、厳しいんではないか、もっとどうしてこうなったかということを追求するような意見は出なかったんでしょうか。

古屋監査課長

非違事案につきましては事実を確認できた時点で、定例会の開催を待たずに直 ちに各公安委員に報告することとしております。定例会の議事録に非違事案に関 する記載があまり見受けられないのはこういったためでございます。

小越委員

県民の良識を代表してというところがあるんですよね。全部決まったという報告となりますと、警察を管理する機能、県民の良識を代表するものが発揮されているのかちょっと心配になります。

もう一つあるんですけれども、各警察に警察署協議会というのが置かれています。警察改革の中で平成13年にできたとお伺いしているんですけれども、警察署協議会、この中でもすべての警察署に警察署協議会置かれておりますが、その議事録随分見ましたけれども、何もこのことが載っておりません。例えば南甲府の場合は南甲府の署長があのようなことを、不祥事になったというんですけれども、南甲府警察署にはそのことが議事録というか、一人一人のことではなくて議事の内容だけしかないんですよ。いずれも何も載ってないんですけど、警察署協議会においてもこういう県民の良識を反映させるような、県民の意見を代表してそういう声がなかったんでしょうか。

小野総務室長

小越委員の御質問にお答えします。不祥事に関し警察署協議会において質問・要望が出ることがないかという御質問ですが、平成23年度中に開催された協議会において不祥事関係の意見・要望はありませんが、質問が2件ありました。平成24年度は第1回の協議会が開催されたところでありますが、不祥事関係で要望と質問がそれぞれ1件ずつありました。

小越委員

公安委員会も警察署協議会も県民の声を反映されている、民意を反映させることを目的につくられているんだと思うんです。この間、なぜこうなったのか、処分のことも含めて県民の声がしっかり生かされているのかちょっと疑問に思っております。

国家公安委員会の方からことし各公安委員会に通知が来たというふうにここにも載っているんですけれども、関東管区警察局で行われた公安委員会で、各県の公安委員会は警察をちゃんとチェックしなさいと。公安委員会も監察について必要があると認めるときには、個別の事例にわたって指示することができるとあります。このことがわざわざ指示されたというのは、全国でこういう問題が起きている中では、山梨県の公安委員会、また警察署協議会におきましても、皆さんから意見が出ているというが、それがどのように反映されているのかいささかわかりません。議事録もないですし、どうなってこうなったのか、県民の意見を代表する県民の声を反映させる組織がしっかりあるんですから、この国家公安委員会から指摘されている事項を踏まえて、今後はそのような県民の声を広く集めた公安委員会や警察署協議会にしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

真田公安委員

ただいまの御質問にお答えいたします。先ほど監察の方から申し上げましたとおり、事案が発生した時点で即、私どもに報告がございまして、私どもはその指示をするわけですけれども、その後、議事録の方にないということでございます

が、警察の方といたしましてはその公表をする場といたしまして定例の記者会見なり、さまざまな場所でマスコミの方にお伝えをしております。それから、もう一つ監察の方の指示がないのかということですけれども、私どもの指示をしたことに対して県警察本部の方が真摯に受けとめ、それを的確に行っておりますので、特に一つ一つの監察の指示を出しておりません。

小越委員

だから、国家公安委員会から個別事例についても指示ができると、十分に対処するべきだというふうに指示が出るのは、それは、山梨県の公安委員会とすれば個別の事案については公安委員会としては非違事案については指示しないということですか。国家公安委員会からそういうふうに指示が出ているんですね。

真田公安委員

指示をしないということではございません。報告があったときに全容解明について経過について、処遇について指示をいたしております。そのとおりに県警の方が対処いたしておりますので、それ以上の指示はいたしておりません。

小越委員

県民の声がしっかり反映されるフィードバックの組織をつくってもらいたいと思います。警察署協議会も各警察署でありますけれども、年4回というふうに一応決まっております。でも、見ますと年4回やっているのか年2回なのか、やってないのか、各警察署ばらばらです。どのような方が委嘱されているのか、どんなことがあったのか、報告事項、それがどんな意見があったのかが、それが警察行政にどのように運営されているかがわからないんですよね。県民の声を拾い集めるということであれば、この公安委員会や警察署協議会、議事録、これ非公開というところは仕方ないかと思うんですけど、公開してもいいところはいっぱいあると思うんです。教育委員会だって非公開としている分と公開しているところありますからね、公開したり議事録を出したりする分にはいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小野総務室長

警察署協議会のシステムですが、先ほど言われたように県下に88人の委員を委嘱して民意反映のための忌憚のない意見をいただいております。先ほど小越委員から何回やっているかわからないということですが、協議会規定によって年に4回以上を開催することになっておりまして、また、県の代表者会議、それぞれの署の協議会の代表者の方が、本年は2月に行われましたが、代表者会議においてそれぞれの各警察署の協議会でされた話題、意見等を共有するように開催をしております。なお、ホームページ等に先ほどわからないということで、一部の署では当年度のものがホームページに掲載されてない署がありましたので、直ちにこれは是正して現在は掲示されております。

(通学路について)

小越委員

県民の声、この非違事案件もそうですけれども、いろいろな通学路の問題、さっきの脱法ハーブの問題含めて県民の声を集めて、それを警察行政に生かす、その立場からの警察署協議会や公安委員会であってほしいと思います。

きのうの塩澤議員の質問の続きですけれども、通学路の問題で、これもきっと 警察署協議会の中でいろいろ御意見が出ていると思うんです。教育委員会と道路 管理者、それから、警察の中で通学路の総点検をしているという、きのう御答弁 がありますけれども、警察関係ではどのくらい、何カ所ぐらいそれを改善しなけ ればならないとか挙がっているんでしょうか。

長田交通規制課長 ただいまの議員の質問についてお答えいたします。現在、その点検の結果につ

きましては、まだ取りまとめ中であります。その規制の時間とか場所とかにつき まして、現在、調査しております。

小越委員

その規制のほかにきのうの御答弁の中で例えば信号機の問題ですね。信号機で 重点的かつ緊急性のところから進めていきたいという答弁がありました。その緊 急かつ重点というのは例えばどういうところを具体的に、どういう指標というか、 こういうところは危ないとか、こういうところは緊急を要するというふうに指標 というのがあるんでしょうか。

長田交通規制課長 信号機の設置につきましては各警察署からの設置上申に基づきまして、信号機 を設置しなければ交通がさばき切れない、あるいは、交通事故防止が図れないよ うな場所で人や車の交通量、交通事故の発生状況、当該道路の位置・形状、道路 構造等を踏まえ妥当性・適正性を検討・判断し、緊急性の高い場所から設置して いるところであります。

小越委員

それだとどういうのが妥当性があって、どういうのが緊急性かわからない。例 えば死亡事故があったとか、それから、事故があったとか、それから、学校から 要望が強いとか、何か基準がないとどれを重点なのか、どれが優先なのかわから ないと思うんですよね。今、信号機の設定に要望してから、これが必要だと言わ れるまでに一体どのくらいかかっているんですか、時間的には。

長田交通規制課長

信号機の設置を要望してからどのくらいかかるかという御質問でありますが、 先ほども言いましたように、交通量、事故発生状況、道路構造等を踏まえまして 緊急性の高い場所から設置しておりますので、ケース・バイ・ケースであります ので一概に言うことはできません。

小越委員

ケース・バイ・ケースでと言っていますけど、信号機がつくまでにはすごい時 間かかるってよく聞きます。年単位でかかるというふうにお伺いしております。 それは信号機設置するにもお金がかかるからだと思うんですけれども、今要望し ている信号機を設置するための予算、今十分足りているんでしょうか。

長田交通規制課長 信号機につきましては県内で現在1,777基ございます。それで設備劣化等 いろいろ更新とか、新規設置・更新があります。それで予算の範囲内でやってお ります。

小越委員

今、先ほど妥当性と緊急性と重点的なところから設置すると言っていましたけ れども、1.777基信号機があってLED化したり更新したりすると、多分こ れから重点的に緊急につくらなきゃならない信号機というのは、お金はしっかり あってすぐつけてくれるんですか。もしお金がない、予算ないなら補正予算をと って、緊急的に危ないところはすぐつくるべきだと思うんですけど、その予算は あるんですね、これからも十分に。

長田交通規制課長 予算につきましては県の財政状況もありますので、それの範囲内でやっており ます。

小越委員

ということは、できないということになっちゃうんですよね。今、緊急点検を して、本部長がきのう緊急で重点的なところを信号機をつけたいとおっしゃいま した。そういう要望がたくさん上がっているところあると思います。だけど、今

この予算の範囲でやっておりますとなると、追加ができないということになりま すと、この通学路の点検をしても緊急的に重要なところがつかなくなってしまう んです。私、補正予算をとってでも危ないところはすぐつけるようにお願いした いと思います。補正予算とるようなことを手続とってもらいたいと思いますが、 いかがですか。ここだけ聞きます。

まだ点検の途中ですので、その点につきましては点検の結果を見ながら判断し 長田交通規制課長 たいと思います。

(自転車防犯登録について)

山田副委員長

小越委員の方から大分厳しい話がありましたが、私の方は最近ちょっと感動を した話があるんで少しお聞きください。うちの娘が中学に入ったときに自転車を 購入して、塩崎駅の北口でそれが盗まれまして、およそ3年ぶりに甲府駅北口で 見つかったということで、普通、自転車買うと500円程度だと思うんですけど、 防犯登録をだめもとでしましたらそれが戻ってきて、幸いかぎを直すだけで使え ることになりまして、その防犯登録が、今、現状どのくらいあって、どんな管理 で運用されているのかお聞きをしたいと思います。

古屋生活安全部参事官

委員の御質問の自転車防犯登録の登録台数等についてお答えをいたします。平 成23年中の防犯登録の登録台数は3万6,548台になります。先にこの登録 制度についてだと思いますけれども、自転車の防犯登録制度は県公安委員会が指 定した山梨県自転車軽自動車商協同組合が自転車の安全利用の促進及び自転車 駐車場の整備に関する法律に基づいて行っているものであります。防犯登録の目 的は自転車の盗難防止であり、平成6年から自転車を利用する者に登録が義務づ けられております。

(地域警察デジタル無線システムについて)

山田副委員長

ありがとうございました。本当にこの数で管理するのも本当に大変かなと思い ますので、ぜひまた少し小さいことではあるけど、感動を皆さんに与えていただ ければと思います。

あと1点、恥かしながら本当に今月あった話で、実はうちの施設が、認知症の 施設が1年に一遍、家族を含めて県内の中であるホテルに泊まるわけであります が、そこでまた6時ごろ、本来まだ戸が閉まっている時間帯にある1人が行方不 明になったということで、6時ぐらいだったと思うんですけど、それがもう7時 過ぎにはもう見つかったということで、それは本人が寝巻き姿で市内を歩いたと いうこともあったんですが、それもあったんですが通報してから1時間以内で見 つかる過程の間には、何か聞くところによると本人の顔写真を電送でいわゆる警 察官の携帯している何かに、その顔写真か何かがすぐ通知されて、そして、発見 に至ったという話を聞きましたが、今までその前にもちょっとそういう同じよう な事案がうちもあったんですが、そのときはもう大変な人海戦術でやることが多 かったんですけれども、この新しい何かシステムをどういうシステムで探せたの かお聞きをしたいと思います。

一瀬通信指令課長 御質問にお答えいたします。御質問のシステムは地域警察デジタル無線システ ムと申しまして、平成23年度から全国警察に導入された無線システムでありま す。事件・事故及び災害に対しまして警察が迅速・的確な対応をするためには、 警察において収集したさまざまな情報を共有して活用することが不可欠であり

ます。このため警察では音声に加えまして画像やデータを送受信することができる地域警察デジタル無線システムを整備し、通信指令課で受理した110番通報の内容、各種現場において撮影した画像、GPSにより測位された警察官の位置等を通信司令室、警察署及び現場警察官において組織的に共有することにより、警察活動の強化を図っております。

御質問の行方不明者捜索に関しましても、同システムのデータ端末に行方不明者の顔写真を一斉送信をしまして手配することによりまして、早期に発見をできたものであります。

山田副委員長

本当に新しいシステムの恩恵を受けたわけでありますけど、今後、少子高齢化というか、高齢化の部分で認知症のお年寄りが非常に多くなりますし、私もその後すぐ駆けつけて「よかったね」って言ったら、本人はもう全然そんなこと意識していませんから、けろっとして全く何のことかなという感じでありましたので、今後ふえてくるので、ぜひ、現在運用地域が全県にいずれ広がるのか、あるいは、今、全県でそういうシステムが運用できているのかをお聞きしたいと思います。

一瀬通信指令課長

御質問はこのシステムの配備の状況かと思われますが、これにつきましては配備の状況の詳細を公にいたしますと、犯罪予防や犯罪捜査などに支障が出てまいりますので、ちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思います。

山田副委員長

ありがとうございました。そうはいっても、我々が知らないところでも全県下でいずれ配備されるということを期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※所管事項

質疑

(事務・事業の見直しについて)

山下委員

まず最初に事務・事業の見直しの点についてちょっとお伺いさせていただきます。知事が掲げた「チャレンジミッション '12」の中を読ませていただくと、各部局の重点項目という中に、「チャレンジミッション '12」で重点項目2の仕事のダイエット活動の推進という部分があります。読んでみれば簡単なことなんですけれども、実際なかなかやるのは大変なことではないかなと思っておりますが、まず初めにこの事業を具体的にどのように取り組んでいくのか、教えていただきたい。

古屋行政改革推進課長

「チャレンジミッション'12」の仕事ダイエットにつきましては、行政評価のうち部局ごとに実施する内部評価を通じまして事務・事業の見直しを徹底するものでございます。昨年度も同様に実施しておりまして、事業内容の変更とか、

冊子の廃止などで不要・不急な事業の廃止とか、事務量の削減ということを行ってまいりました。今年度はさらに工夫しながら、事業の廃止や事務量の削減に取り組みまして、業務全般の減量ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

山下委員

簡単に先にちょっと聞かせていただきますが、いわゆる事務量を減らしていくということですけれども、よく県庁のやり方だと、大体通常もう皆さん一律にですよ、要するに3%切ってこいとか、2%切ってこいとか大体言うわけですね、下に落として。大体それがほとんどは時間外のカットみたいな話になって、仕事自身は何が減らしたなんていうことは、なかなか数字でなんかであらわせるわけないんだから、そういうことは実際今回のこの事業のダイエットというのは、そういう一律でまたやるんですか。それとも何か重点的にここの部分は残して、ここはもう要らないからカットするんだと、大幅にというような、少しでこぼこつけるんですか。それともまた相変わらずシーリングをかけてやるんですか、教えていただきたい。

古屋行政改革推進課長

本年度につきましては4月に行われました部局長を構成員とします行政改革 推進本部におきまして、知事から各部局の次長が中心になって行政評価とか、業 務改善に取り組むようにという指示がございました。そういう関係で次長が各部 局の司令塔となりまして、各部局ごとに行政評価と業務改善に取り組むというこ とになっておりますので、部局ごとの特性が反映される改善がなされるというよ うに考えております。

山下委員

それはいわゆる知事が直接みずから人事評価制度における改善ということで、 次長が中心になってこの行政評価というものをやりなさいと、直接、知事がそう いうふうに指示を出しということなんですか。そこを確認します。

古屋行政改革推進課長

はい、4月の行政改革推進本部で知事から直接そのように指示されております。

山下委員

わかりました。いずれにしても前にも別の場所で言わせていただいたんですけれども、別に理事さんがいけないというふうに言っているわけじゃないんですけど、理事さんの位置というのも非常にわかりづらいかなという部分もあったりはするんです。はっきり言って次長さんのポストというのもなかなか位置づけが難しいところなのかな。そういう意味では、次長さんをそうやって知事さんが直接やりましょうと、要するに部長じゃなくて次長が直接陣頭指揮をとって、各部局の仕事量だとか、もう必要なくなった仕事というのもを減らしていきましょうということをやろうと。実際、それを評価の対象にしましょうと、そういうことですよね。

古屋行政改革推進課長

この件につきましては人事課からも各部局の次長の人事評価の項目に入れるようにという指示が各部局になされておりますので、そのようになります。

(土地開発公社大塚地区拠点工業団地について)

山下委員

わかりました。僕はどうしても内部にいる人たちが、自分たちの改革をやるってなかなか難しいかと思うんですよね、実際の話。今まで先輩たちがやってきた

仕事を、これはもう必要じゃないというふうに言うわけですから。結局、これは必要なかったのか、必要ないことを自分たちがやってきたのか。時代が変わっているということもあるかもしれないけれども、そういうふうな部分でやっぱり自分たちで身を削るということがなかなか難しいだけに本当に次長さんには大いに大なたを振っていただいてやっていただかないと。そのためには逆に言えば古屋さんを含めてここにいる行革の人たちが、本当にしっかりほかのセクションに「きっちり切ってこいよ」ということを言えるかどうか。出てきたものが当然甘かったらもう一度やり直しだということが本当にできるのかどうか、その辺が本当の行革だと思いますから大いに頑張っていただきたいということです。

では、次に先日新聞等で言っていました市川三郷町大塚地区の工業団地についての件について少しお伺いさせていただきたいんですけれども、全協で皆さん方に資料が配られていますんで、余り最初のころの出だしから聞きませんけれども、少しはしょって聞かせていただくと、御存じのように第1期と第2期工事、2つあるわけですね。今回が第2期工事の部分がそういうふうに御指摘を受けたということなんですけど、第1期工事の工法と第2期工事の工法、いわゆる造成の工法、これは違うんですか、同じなんですか、教えてください。

相原企画課長

今回の大塚地区拠点工業団地は、山下委員のおっしゃったとおり1期分と2期分がございます。今回問題になっておりますのは2期分でございます。1期分の造成の方法と2期分の造成の方法、これについて今後調査をしていくわけですけれども、1期分のほうの造成工事をどういうふうにやったのか、それは今後調査を進めていかないとわからないということでございます。

山下委員

そうじゃなく、だから、第1期分と第2期分の工法のやり方は同じ工法なのか、 それとも違う工法をやったのかということを教えてもらいたい。

丹澤企画県民部長

1期工事につきましては非常に大きい地山があった。基本的にはそれを崩して 低いところを埋めたというふうに承知をしておりますけれども、その工法の詳細 については今後また調査をしていきたいと思っております。

山下委員

本当はもう少しいろいろ聞いてからと思ったんですけどね、ただ、残念ながら、要するにある程度の工法というのは決まっているわけなんですよね。なぜかといえばこの資料に書いてあるように、工業団地大規模開発事業で都市計画上の許可が必要な各種の開発等においては、常に30センチごとに転圧をすることが定められている。いわゆるこれは民間が開発する場合にはそうですよというふうに言われているんだけれども、当然公共は外れているんですよ。なぜ外れているか、一々言われてないかと、当然やるのが当たり前だからというふうなことで外れているんですよ。ということなんだから、ある程度の工法というのはもう決められているんですよ。30センチごとに転圧をかけるというのはもう決められているんですよ。30センチごとに転圧をかけるというのはもう決められているんですよ。30センチずつ埋めていく。それが当然今回の場所は沼地だとか、ハスをつくっていたとかいって緩い部分に関しては、じゃ、多少石を入れるのかどうするのか、もう大体工法なんて決まっているんですよね。だから、今まだ調査をしている最中だからということですから、調査委員会の中でよく検討して研究していただければと思います。

それで、これ公共残土をお持ち込みになったということなんですけど、通常こういう団地の造成工事のときには公共残土を用いるんでしょうか。

相原企画課長

工業団地を造成するときに、どういう土を用いて造成をするかということは、その時々の情勢に応じて決まっていくわけですけれども、そのときにやはり県内の例えば公共工事があって、適切な搬入が可能な土を使えるようなものがあれば、その有効利用を図るという観点から使うということも考えられますが、それは造成工事の時々に応じて決められていくものだと考えております。

山下委員

当然、公共残土ですからいろんなものがまざっている。当然、石の大きいものがあれば砂もあるし、当然それを持ち込んできた。当然、やるわけですから、そこで仕分けをしてというふうな感じになるかと思うんですね。残念ながら、どうも話を聞いて、まだ調査段階ですからわかりません、正式なところはわかりませんけど、どうも積んでいたやつをそのまま造成してしまって、それで終わってしまった。どうもそういう話のようですけど、よく調べていただければと思います。ちなみに、調査委員会を設置するということのようですけれども、メンバーはどういうメンバーで、そして大体どういうスケジュールで最終結論を迎えようとしているのか、わかる範囲で結構ですから教えていただければ。

相原企画課長

今度の調査委員会につきましては、今想定しておりますのは弁護士の先生または設計・施工の技術関係の方、また学識経験者などを想定しておりますけれども、現在その委員の方々については人選中でございます。7月中に委員会を設置する方向で検討をしてございます。それから、この結果の報告につきましては、この調査委員会では原因を究明したり、また責任の所在がどこにあるかということをやっていくわけですけれども、あわせて経費の面では隣接区画の方についても調査が必要というふうに考えておりまして、こちらの方は12月まで貸し付けをしておりますので、年が明けないとそこの試掘等の調査ができない。そうしないと経費も判明しないということがございますので、それらのことをあわせましてちょっと時間が長くなりますけれども、2月議会前までには議会初め県民の方々にも御説明をしてまいりたいと考えております。

山下委員

今、多分掘ってらっしゃるんでしょうけれども、これは当然というのも言い方がおかしいんでしょうが、どこに何が埋まっているかわかりませんから、当然これ全部一度掘り返して見るという格好になるんでしょうか。それとも一部だけ、建物が多分全部建つわけではないでしょうから、建物を建てる部分と、そしてまた駐車場の部分だとかいろいろあるかと思いますけど、どうするんですか、全部掘り返すんですか、わかる範囲で結構です。

相原企画課長

この区画については6月11日から試掘を始めております。その結果に応じて 今後またどういうふうにそこの土の入れかえ等をやっていくかということでご ざいますが、この区画の中の実際に工場が建つ部分、それから、駐車場等に使う 部分、また盛り土の保全のために周囲はある程度残さなきゃいけない。4メート ルほど残すような予定でございますけれども、そういったことに応じて工場敷地 部分は2メートルほど、それから、駐車場は1メートルほどというような、今の ところ見込みでございますが、今そういった調整をしておるところでございまし て、全面を掘り返すとかいう見込みではございません。

山下委員

それでまたちょっと細かい話で申しわけないんですけど、わかる範囲で本当に結構です。たくさんの、多分、写真だけを見てみると石がたくさん出てきています。1メートルのものもあったり、大きいものもあったりすると、この石をどうも話だけ聞いていると外へ持ち出す、全部持ち出すというふうな話なんだけれど

も、石は何か砕いたほうがね、砕くことができるんですね、プレッシャーでね。 小さい石、これぐらいの石にして、それで敷き詰めるということもできるんだけ れども、何かどうもそういうことはしないで、全部今回はとにかく一度持ち出す んですけど、時間的に企業側からいつまでに終われとか、何かそういうふうな期 限を区切られている。多分、企業だってこれから建物を建てるんでしょうから、 その期限がもしかしたら区切られているのかもしれないけど、その辺のわかる範 囲で結構です。

相原企画課長

そういう大きな石を破砕して細かくする方法についても検討したというふう に聞いておりますが、やはり企業側の操業スケジュールなどもございます。工 期・工程などを総合的に勘案いたしまして、現在のような石を外すような方法を とっているというふうに聞いております。

山下委員

当然、工事がもう進んで企業側さんの方が公社と話をして業者を入れてやって いるわけですから、ある程度話し合いはついているんでしょうけれども、企業さ ん側の方から契約をしたのに、実際建物の造成は全然本来のものと違ったわけで すよね。企業側さんから土地開発公社にいわゆる賠償責任だとか、そういう話と いうのはあるんですか。

相原企画課長

今、公社と企業側でその協議を進めているところでございますけれども、今、 企業側の操業スケジュールにおくれないように、これを調査をし、土砂の入れか えをしていくということで、これをきちっと公社の方が対応することによって、 今のところ企業側さんからそういった改めて別の損害賠償請求とかいうお話は いただいておりませんので、今、企業側の操業スケジュールに影響が出ないよう、 一生懸命その工事に取りかかっているということでございます。

山下委員

最後にしますけれど、とにかく調査委員会できちっとメンバー選んでいただい て、そして本当に原因究明をしっかりしていただいて、二度とこういうことが起 きないようにしていただきたいというのが1つと、それと一番懸念しているのは 先ほど一番最初に言ったように、いわゆる工業団地を開発するときには都市計画 法上でもう工法が決まっているんです。ということは、県がみずからこの法律を 犯しているということですよね。都市計画法上も決まっているんですよ、こうい うふうにしなきゃいけませんよって、造成工事は。それをみずから県が犯してし まったということに対しての責任の所在というものを、しっかり原因究明してい ただけるような検討委員会をつくっていただきたいと思います。最後、部長から 一言だけいただければと思います。

丹澤企画県民部長 今回の結果的に大きな転石とか瓦れきとかが、山梨県土地開発公社が分譲した 敷地の中から大量に出てきたということは、全く山梨県がつくった土地開発公社 としてまことに恥かしいことであると思っています。その原因につきましては、 あってはならないことでありまして、山下委員御指摘のとおり、通常行うべき造 成方法をとらなかった。どうしてそういうことになったのかという原因、これに つきましては徹底的に究明をして、後日、県民の皆さん、議会の皆さんに御報告 をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。 山下委員

(土地開発公社大塚地区拠点工業団地について)

山田副委員長

関連で済みません。今の話を聞いていますと、一体世間に出ている3億8,0 00万円~6億8,000万円を含めて、だれが見積もった金額なんでしょうか。

相原企画課長

この工法等について企業側と公社で協議をして採用していくわけですけれど も、企業側とも調整の上、公社が見積もった金額でございます。

山田副委員長

先ほども話を聞いていると、石は普通造成をしないところでもあると。その工 場からすれば基礎をきっちりつくっていくということであれば、ある意味、我々 の素人感覚からすればある程度石がある方が、ましてや後の新聞報道によると沼 地であったということからすれば、逆にこれは私は向こうにいい弁護士がついて いるなと思っているんですけれども、その中で検討したと聞いていると。石を砕 く方法だってあるわけでしょう。だれがまず検討したんですか。

丹澤企画県民部長 その工法等につきましては、相手側の企業さんの技術的なコンサルタントがお ります。そこと公社側の技術担当の専務等が協議をした上で決めております。

山田副委員長

何か総じて20日に全員協議会があってから、話を聞けば聞くほどちょっと腹 が立ってくるんですが、公社はどの部分を主体的に行っているんですか。何かも う企業と合同だとか、でき合いだとかいう話ですけど、通常、民間で我々が考え れば自分が売った土地が4億8,000万円で、それ以上にもしお金がかかると すれば、もう緊急避難で1つは契約解除、瑕疵があったわけですから。ただ、相 手が契約解除してこない。これはもうやっぱり本当に向こうの弁護士しっかりし ているなと思って、このまま業者主導でどこまで行くのか、3億8,000万円 ~6億8,000万円って、これはとても県民に説明のできないような金額の範 囲であると思う。今の話はみんな何か他人のようなね、どこまでは公社で調べま したと、調査委員会も早速やりましたとか、いついつやりましたとか、どの程度 県が主体的に行ったのか、そこのところはどうなんですか。

丹澤企画県民部長 3億8.000万円~6億8.000万円という想定につきましては、全員協議 会の席上でも御説明申し上げましたけれども、これは瓦れき等がどのぐらい出て くるかの想定によって、瓦れきの処分料がこれが一番高くつくということで、そ れが大量に出てきた場合には6億8.000万円ということもあり得るというこ とでございまして、それに至る比率ですね。掘削したものの中からどのぐらい運 び出さなければならない石がどのぐらいの量あるかで、瓦れきがどのぐらい量出 てくるかというのは、試掘を40メートルくらいまでしたところの比率、それが 転石が20%ぐらい、瓦れきが7%ぐらいだったわけですけれども、それで行っ たとすれば掘削の土量がどのくらいかによるわけですが、3億8,000万円ぐ らいで、瓦れきがその倍くらいあれば、これは6億8,000万円と、そういう ことになるのかなというふうに想定をいたしております。

山田副委員長

そうしますと、まず契約内容を私も見てみたいと思います。それで、通常、売 った金額以上の瑕疵担保というのは、免責条項か何か入ってなかったんでしょう か。

丹澤企画県民部長 契約書の中ではそういう事態があった場合には瑕疵担保責任を公社が履行す るということでありまして、それはなくても当然民法上の責任として必要である ということでございます。

山田副委員長

それこそ今お話を聞いていると、公社と、それから、業者側が話し合いしてい るんだったら、もう私はこれはもうこの話を和解しちゃった方がいいんじゃない かと。このまま続けることによって何か傷が深くなりそうな気がして、私がなぜ 県を信頼しないかというと、6億8.000万円がやっぱりこれだけありました と。今度10億になって、そうなったらこの改革プランの20年、この話はまた この後の実際の出資法人のところできっちり話をさせていただきたいと思うん ですけど、今、緊急避難でとにかく県がどのくらいの負債を負っていくのかとい うことは、県民に対して話をしていかなきゃいけないのに今の状況ではどこにも 話はできない。弁護士はどのような話をしているんでしょうか。

丹澤企画県民部長

公社の顧問弁護士に相談をしましたところ、これは公社の通常とるべき造成方 法を行わなかったことによってこういう結果になったんだから公社の瑕疵担保 責任があると。向こうが瑕疵担保責任の履行を要求してくる以上、その要求に応 じざるを得ない、これが弁護士の見解です。

山田副委員長

向こうも瑕疵担保責任なんですが、契約解除条項はどうなっているんでしょう か。

丹澤企画県民部長

契約解除は公社側から申し出ることはできません。民法上の原則によりまして 企業側からでないと契約解除はできないということになります。

山田副委員長

そういう事情がある中で公社と業者側で話をしているんですから、その工法に ついても業者側が今造成していて、私たちが考える、この後細かい説明があるの かもしれませんけど、今までの情報を総合して私たちが判断する中に、業者も機 械が重機が入ってそちら側が例えば石をふるいにかけるというんですかね、そし て使える土にしていくとか、そういうことが何か業者サイドのペースにはまって いるように気がして非常に気になっているんですが、これはこの議論を幾ら続け ても始まらないんで、実際の出資法人のほうでまたさせていただきますけれども、 何か県がそれに追随しちゃっているということなんですが、でも、どうあっても 契約したその対象物を超える損害賠償というのが、今の時点では売った金額より 超えるなんていうことは、例えばそこに放射能があって、それが県の責任だとい うこととは違うので、それこそ和解はできないんでしょうか。

丹澤企画県民部長 先ほど申し上げましたとおり、瑕疵担保責任の履行を企業側は要求をしており ます。この場所で工場をつくって操業したいというのが企業側の要望でございま すので、それに従って瑕疵担保責任の履行をしているということでございます。

山田副委員長

多分それ以上言っても同じことなんですが、このまま県は業者主導で行われる のかなと、私はちょっとそれを危惧しているので、とりあえずまた後日改めて出 資法人のところで質問させていただきます。きょうのところはありがとうござい ました。

(土地開発公社大塚地区拠点工業団地について)

高木委員

山下委員も山田委員も話をされましたから、私もダブるようなところもあるか もしれませんが、ひとつよろしくお願いいたします。ここのところ何か土地絡み で買っても売っても何かおかしな話がいっぱいあるんですけれども、私、この委 員会に臨むに当たって百聞は一見にしかずというたとえがあるように、現場を見 たいなということでちょっと申し入れたんですが、いろいろな諸般の事情でそう

いうことは許されないような状況のようですから、私の質問が的を射てないようなこともあるかもしれません。その辺も踏まえて質問もさせていただきたいんですけれども、まず土地開発公社の定款の第1章総則の目的の第1条、これはもちろん釈迦に説法のような話になろうかと思いますが、あえてここを読まさせていただきたいと思います。この土地開発公社は公共用地、公用地等の取得、管理、庶務等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とすると、こういうふうに書いてあるわけですね。県民の福祉に寄与することを目的とする。

そういった中で、本当に私も信じられないというのは、私自身が私の事業の中に上下水道事業みたいなこともやっている中で数台の重機も持っております。そして私自身もオペレーターをやっていたことも過去にはあります。そういった中で、造成しているときにバケットでやると、私もそういった現場も入ったことあるんですが、ごみの写真の見る範囲であのごみの量、あるいは、残材のあり方を見るとこれ何なのかな、これをオペレーターが気がつかないはずがないという素朴な疑問を抱きました。これは請け負ったところは何ていう会社で、幾らでこの仕事を請け負ったんですか。まずお聞きしたいと思います。

相原企画課長

この平成19年~20年の整地工事につきましては荻野工務所というところでございまして、この整地工事の発注金額は約2,600万円でございます。

高木委員

その荻野工務所さんは今も健在なんですか。

相原企画課長

はい、そのように承知しております。

高木委員

先ほどから公社の問題、公社の話だとか、そこを取得した企業の話は出ている んですけれども、工務所さんに対しての調査を県はどのようにしているのか、そ して、そちらからのコメントを県はもらっているのか、その辺ちょっとお聞きし たいと思います。

相原企画課長

まだ今後調査委員会の調査の中で、その辺は進めていく予定でございます。

高木委員

これたしかこの話が公社に通報があったのが4月の末だと聞いております。きょうの時点でもう2カ月たっていると思うんですけどね、その間、先ほどから調査中、調査中という話があるんですけれども、きょうまで調査の進捗状況、何かしらあったというふうに思うわけです。その辺についてはいかがでしょうか、全く調査中だけではないというふうに思うんですけどね。

相原企画課長

公社の方に通報がございましてから 2 カ月余りということですけれども、この間、当然、公社の方としても当時の発注工事の書類を確認したり、1 0 年以上前の書類あるいはそれ以降の書類、公社の方の倉庫も探して書類を確認したりして、その範囲でいろんな確認行為をしてきたわけですけれども、また、あわせて今回どういうふうにしてこの造成工事の瑕疵を治していくかということに関して企業側とも調整し、いかに効率的で経費的にも抑制、節減できるかということをずっと協議してまいりました。6 月 1 1 日に試掘を始めて、それで転石等の出ぐあいがはっきりしてきたものですから、このような経費の試算になっているというところでございます。

高木委員

先ほど山田委員の方から企業の操業に支障が出ないかという意味合いの話が

ありましたけれども、初動の第1クレームからきょうまでの間にこれだけの時間 がかかっていて、4億4,800万円で県は売った。その会社は随分、2カ月も 県がほったらかしたとは言いませんけれども、

調査しながらもちょっと進捗状況 が遅いなということで、私は小さな商売をしているんですが、そういった中でも 何かやるときに進捗状況というのは非常に大きな問題になりますので、随分ゆと りのある会社なんだなというふうに思えてならないんですけれども、これを、今、 現場の状況というのは監督責任が県には、当然公社にはあったと思うんですが、 この監督状況、どんなふうな監督の仕方をしていたのかちょっと教えていただき たいと思います。

相原企画課長

この整地の工事は平成19年~20年にかけて行ったものでございまして、当 時の公社の技術系の職員が通常の工事発注の契約に従って、現場の管理監督を通 常の契約あるいは県の基準にのっとって行われていたものと承知しております。

高木委員

管理監督の責任も大きいと思いますし、そして業者への指導も県は全く怠った とは言いませんけれども、指導が足りなかったんではないかなという感が否めな いんですね。私、このことのですね、事件の損失、これ非常に大きいと思うんで すが、県はどういうことが損失だというふうに考えますか、お聞きしたいと思い ます。

相原企画課長

この工業団地につきましては、もともとの地主さんから用地を取得いたしまし て、それに経費がかかっている。それから、造成をしたり、付近の道路整備、ま た側溝等の整備なり、そういった整備。また、これに係る人件費等の諸経費、こ れらを合わせた経費がかかっているわけでございまして、そういった上にまた今 回の措置に伴って経費を要するということで、それは大きなこれまで要して売買 契約を結んだ金額以上の部分がかかる経費ということになってございまして、そ の部分が損失になろうかと考えます。

高木委員

今、課長がおっしゃられたようなことも大きな損失。でも、私が聞きたかった のはもっと大きな損失があるなというふうに感じているんですね。大変申しわけ ないですが、部長、もしお答えできたらお願いしたいと思います。

丹澤企画県民部長 高木委員御指摘のとおり、一番大きい損失は県の土地開発公社が行った事業で あるにもかかわらず、このような事態になったということで、公社をつくったの は県でございますし、県土地開発公社と県の信用がこういう工業用地の分譲とい うことで損なわれたということ、それが一番大きいダメージであろうと考えてお ります。

高木委員

さすが部長といっていいかと思うんです。私はそこが一番大きなことではない かなと思います。であれば、今後どうするかという話になっていくわけですし、 起きたことはしようがないって言えるほど小さなことではないでしょうね。大き なことなんですけれども、でも、これを今後どう生かしていくか、また、先ほど から山下委員も山田委員も、本当にまだまだ言い足りないところがたくさんあろ うかと思いますけれども、そういうことももっともっとその先あるものをもっと もっと掘り下げていただいて、二度とこのようなことが起こらないように、今後 の検討の中にも、また調査の中にも盛り込んでいっていただきたいということを 思います。最後にもう一度、部長、お願いいたします。

丹澤企画県民部長 現段階でどうしてこんなことが起こったのか、そこら辺のことを十分御説明申 し上げることができなくて我々としても歯がゆい限りでございます。 そこら辺に つきましてはこれから専門の調査委員の方にも入ってもらって、我々も誠心誠意 調査をいたしまして、そこから今後このようなことが二度と起こらないような教 訓をくみ上げていきたいと考えております。

(土地開発公社大塚地区拠点工業団地について)

小越委員

ほかもあるんですけれども、まずこの土地開発公社のこの問題に関連して引き 続きお伺いしたいと思います。この前、全員協議会の中で私も質問させていただ きまして、土地や、それから、水質のところは安全確認されているというふうに 聞いて、そこは安心しました。もしそこに土壌汚染や水質汚染がありますと、回 り周辺、またそこの農地のことも含め大変なことになるかと思います。もし次の 工事、もう一個点検しているところに出てきた場合は、このところも水質検査や 土壌の検査を引き続きされていくんでしょうか。

相原企画課長

まだ土壌調査をしていくかどうかについて内部でもってはっきり意思統一さ れておりませんけれども、私がここでお答えするとすると必要であろうと思いま すが、今後また検討してまいりたいと思います。

小越委員

それで新聞報道によりますと、かなり前のことなので書類がないと、それから、 わからないという形が、さっき荻野工務所という名前が出てきましたけれども、 書類がないというのか、どこまでのところまでわかって、その公共事業の残土搬 入とかわからないけど、造成工事をしたところの会社はわかっています。その前 のところもどこまでわかるんでしょうか。

相原企画課長

公社の方のこういった設計図書等の保存期間につきましては、県の方の基準に 準じておりますけれども、この整地工事が平成19年~20年でございますので、 まだこの工事の際の書類は保存してございましたので、そういったところからこ れについては確認をしてございます。

丹澤企画県民部長 公共残土が搬入されたのが平成10年~15年度であろうと考えております けれども、その内訳につきましては峡南地域の県発注工事の4件、峡東地域の県 発注工事が5件、それが大塚地区の拠点工業団地に搬出されたということまでは 確認しておりますが、それがどういう状況で実際どれだけの量であったのか、ど ういう性質のものであったのか、そこら辺についてはまだわかっておりません。

小越委員

その峡南4件と峡東5件ということで、そのときの公共事業いろんなことあり ますと、書類はないかもしれませんけれども、いろんな方々に説明を聞いたり工 事業者に問い合わせをして、特定のこの業者ということが判明することはできる んですか。

丹澤企画県民部長どの業者が搬入したかとか、そういうのは聞き取りをすればある程度わかると 思いますけれども、どこの責任でこうなったのか、それはまた別の問題でござい まして、そこら辺についても聞き取り調査をする中でまた究明をしていきたいと 考えております。

小越委員

それでどこに責任があって、どうしてこうなったのかって、これから調査をす るかと思うんですけれども、かなり前のことだということで時効のことが心配な んです。わかってから3年のうちに時効消滅までなんですけれども、その前の不法行為をしたについては20年かと思うんですが、この平成10年~15年、このときになりますともしその業者が特定されたとしても不法行為だということを立証しないと、時効消滅になってしまっては困ると思うんですけれども、この時効ということの消滅は適用される可能性があるんでしょうか。

相原企画課長

小越委員の御指摘のとおり、不法行為の場合は除斥期間おおむねのところは20年と言われております。ちょうど公共残土が入れられた時期というのは平成10年~15年ということでございます。また、これが不法行為に当たるのかどうかというところも必要だと思いますし、もしそういうふうなことが調査委員会で究明されていけば、それに沿ってしかるべき責任追及をしていくことになろうかと思います。

小越委員

それは時効を消滅させないように努力をして、ただ向こう側がそれは不法行為だということをこちらも含めて立証しなきゃいけないし、不法行為であったということをだれが立証するか、その立証できる具体的な手だてというのが準備があるんでしょうか。

相原企画課長

本来であれば保存してある書類等で、そこの立証がされていくということかと思いますけれども、そういったそれがどこまで確認できるか今のところわからない。また、そういった業者さんからの聞き取りを通じて、調査委員会には弁護士の先生もお願いしてございますので、そういった法的な見解もいただきながら、その立証ができるかどうか、そこも含めて調査委員会で進めていくということになろうかと思います。

小越委員

ぜひ、だれも責任をとらなくて、これは時効だから終わってしまいましたというふうにするのは私はおかしいと思うんです。その峡東と峡南の4件、5件、それから、荻野工務所、それから、もう県を退職された方、公社から退いた方々を含めてやはりしっかり情報を手に入れて、どうしてこうなったのか、だれがどうなったのかということを確認をして、不法投棄ということになれば、それは先ほど山下委員も言っておられましたけど、法を犯せば取り締まられる話になると思うんです。残土の搬入ですから、造成工事をした業者などにその責任を問うというお考えはあるんでしょうか。

相原企画課長

調査委員会でどういったふうな原因の究明ができるか、また責任の所在が明らかにできるかということでございますけれども、調査委員会でそのようなことがはっきりいたしまして、そういう求償等が検討すべきだということになれば、そういうふうな方向で検討を進めることになろうかと思っております。

小越委員

今、そちらになればとありましたけど、その工事の残土を搬入した業者、工事をした業者の責任、それが不法投棄で本当にそうなったということを、立証であると思いますけれども、同時にさっきお話しありました現場をちゃんと監督していた、それをつくった土地開発公社も責任は免れないと思うんです。それは知らなかった、だれか持ってきて勝手に入れたから知らなかったというふうに免れないと思うんです。その残土搬入した造成工事の責任とともに、土地開発公社として、県としての責任は免れないと思うんですが、それはいかがでしょうか。

丹澤企画県民部長 業者の方は県の土木事務所から委託をされて公共残土をあそこへ搬入したと

いうことでございまして、基本的にはその業者の方に、今、責任があるだろうというふうなことは言えないかなと思っています。それは今後の調査によりますけれども、やっぱり公社側が5年にもわたってこの公共残土を受け入れてきた、多分、その中に大きな転石等が含まれていたということで、公社側の責任は免れないのではないかなと思っておりますけれども、そこら辺のことにつきましては、今後、聞き取り調査等で明らかにしていきたいと考えております。

小越委員

うやむやにしてほしくないと思うんです。さっき言った時効だからとか、立証 できないとか、それでそれは土地開発公社の責任ですけれども、それで終わりと いうふうにすると、先ほどお話しありましたが、損失補てんをする金額はありま す。10億、20億になるかもしれませんけれども、県の土地開発公社が造成し たところからこういうことが起こったということは県の信用問題ですよね。山梨 県というところはどういうところだと。企業誘致をして企業に来てもらいたいと やっているのに、民間業者ではなく、民間業者がそういうことをした場合、取り 締まる側の県がそのようなことをしていたということは、全国の企業誘致に対し て私はすごいマイナスというか、すごい汚点をつくってしまったと思うんです。 それを、だから、うやむやにして何とかじゃなくて、やはりしっかりとどこが どうしてこうなったのか、責任はどこにあるのか、お金のこともそうですけれど も、はっきりしていただかないと県民に対してもわかりませんし、出どこのお金 も県税ですしね、これから対企業とか、これからの県の政策にとってみても、こ れは非常に汚点というか、次どうなるかわからない大事なところになってくると 思います。時効だからできなかったとか、わからなかったにしないで、しっかり と調査をしていただきたい。それをなるべく早く出していただかないと、どうな っているのか、県民も、それから、企業側も、全国的な山梨県に対する姿勢見て いると思いますので、わかったところから随時正確に全部出してもらう、そうい う姿勢を出してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

丹澤企画県民部長 今後、調査委員の先生方にお願いをして、その指導・指揮のもと調査をさせて いただきます。できるだけ早期解明に努めたいと考えております。

(国民文化祭について)

飯島委員

ちょっと明るい話題で変えたいと思います。国民文化祭について本会議でも何人も御質問していますし、きょうも北口のクリスタルアースのところにデジタル掲示板で「あと197日」と表示がありまして、私はほとんど毎日通っていますから、これを見るたびにわくわく感を持って通っています。1年前のイベントとか、やっと庁内でも「私の好きな街」のイメージソングも流していただいて、これから専用のホームページとか、きょう締め切られる2回目の公募事業とか、本当に準備に余念がなく御苦労さまと言いたいと思います。

ただ、1つ、もう197日ですから意識の合わせということであえてお伺いしたいと思いますが、私はやっぱりこの国民文化祭は企画県民部が中心になってやっているんですが、今後のこれが終わった後の山梨の観光事業にかなりのウエートを占めると、影響を及ぼすということではおもてなしの実践の場だと認識しているんですね。おもてなしというと観光部というふうな所管になるかもしれませんが、その辺の意識をもう一度はっきりお答えいただきたいと思います。

桶川国民文化祭課長

本県の国民文化祭につきましては会期が長期にわたるほか、一般の観光客の皆様にも国民文化祭の事業に参加、また観覧を促していきたいと考えておりますこ

とから、きめ細かい情報提供が必要でございます。このため、電話による問い合わせ窓口、いわゆるコールセンターの設置も必要だなと考えております。また、その設置に当たりましては適切な時期に開設するとともに、また万全な体制で対応できますよう、現在、詳細な検討を進めているところでございます。また、おもてなしにつきましては、先般やまなしおもてなしアドバイザーに委嘱をされました高野登氏に、国民文化祭を開催する上での山梨らしいおもてなしの提供などにつきまして、今後アドバイスをいただく予定にしております。

飯島委員

私とほとんど同じ意識でやられているということに安心したわけです。一昨日 も望月委員長の質問の中で、中だるみとか、盛り上がり疲れを防止するために、 イベント情報をタイムリーにかつ的確に提供することが必要であろうと。その具 体的な取り組みについて丹澤部長の方から、通年のフットパスをやるとか、そう いう取り組みをやるという回答がありました。今ちょうどまさにコールセンター という話が出たんでもう一度お伺いします。実はこのコールセンターについては 本年2月に、我がフォーラム未来の久保田議員が代表質問で、来訪者へのきめ細 かい情報提供、問い合わせにタイムリーに答えるように、専用のコールセンター の設置を強く要望しますとの質問に、知事が電話による問い合わせの窓口につい ては年間の利用状況を勘案して、設置方針を検討してまいりたいと考えています と、こういう答弁がありました。そこで私もこの場をかりてもうちょっと突っ込 んだというか、明確な答えがいただきたいなと思いましたが、先ほど樋川課長の 方から先に答弁をいただきましたが、やはりいろんなパンフレットとか、配布物 をもちろん立派なものをつくって有効だとは思いますが、なかなか読まない人も いますし、データとかニュースは日々変わりますから、生きた情報を生の声でお 伝えするというのはとても喜ばれると思います。せっかく通年で日本で初めてや っている事業ですから、ぜひそのコールセンターの設置というのを、もう一度お 聞きしたいんですが、お答え願いたいと思います。

樋川国民文化祭課長

コールセンターの件でございますが、やはり山梨を訪れて通年二度も三度も来ていただきたいという国民文化祭にしていきたいと思っておりますので、タイムリーなお客様からの質問に対しまして、年明けの1月初旬ごろから研修を積んで、お答えができるように開設準備を進めてまいりたいと考えております。

飯島委員

具体的な御回答をいただきましてありがとうございました。余談ですけれども、所管は違いますが一昨年の新型インフルエンザ対策として相談窓口を一元化するためにコールセンターを設置して、県民の相談に適切に対応していきたいと知事はおっしゃっています。また、認知症コールセンターで介護等の悩みの相談サポートも行った経過もある。コールセンターの重要性という意味では、国民文化祭も全く重要な事業でありますから、設置導入を期待しております。ぜひ画竜点睛を欠くようなことがないようにお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

(情報発信力の強化について)

永井委員

情報発信力の強化について質問をさせていただきます。11月の議会でも質問をいたしましたけれども、最近、国や地方公共団体の公共機関において情報発信の強化のためにソーシャルメディア、いわゆるフェイスブックとかツイッターなどを利用するところがふえてきております。特に東日本大震災の発災以来、震災対応に関する情報発信に備えて多くの自治体がこのソーシャルメディアを活用

されております。11月県議会で私はソーシャルメディアの活用について、どのように取り組んでいくか質問させていただいたところ、県でも情報発信能力の強化並びに災害に強い情報伝達体制の構築を図ることを目的として、本年の2月7日からツイッターを、また5月1日からフェイスブックも開始をされました。導入いただいたことに関して敬意を表したいと思います。

しかし、このソーシャルメディア、ようやく箱はできました。ただ、より多くの方に見てもらってこそその導入の効果が発揮できると思っております。そこでまず県のツイッター・フェイスブックなどをどのような方法で県民に周知されているのか、また発信している情報はどのような内容なのか、お伺いいたします。

松谷知事政策局次長

ただいまの御質問でございますが、委員のおっしゃいますように、ここ一、二年で急速に増加しておりますソーシャルメディアと言われる媒体でございますが、現状で全国で1,000万人単位で利用者がいるとも言われております。そうしたことをかんがみまして、山梨県といたしましても委員がおっしゃいましたように、2月7日にツイッター、それから、5月1日にフェイスブックという、2つのものを開始させていただいております。開始の際にはマスコミの方に資料提供させていただきまして報道していただいておりますほか、毎月1日に新聞各紙で発行しております広報「ふれあい」のところにも、フェイスブックとツイッターの利用を訴えかけておりまして、さらにホームページ上ではツイッター・フェイスブックの2つのボタンを貼り付けまして周知利用を促しているところでございます。現在のところ利用状況でございますが、きょうの時点でツイッターにおきましてはフォロワーと言われる県の情報を常に見られる状態にしていただいている方々の数が578人、それから、フェイスブックでは、これも県の情報を常に見られる状態にする、いわゆる「いいね」ボタンを押していただいている方が171人となっております。

それから、もう一つの御質問の内容でございますが、現状では県のホームページの新着情報と同じ情報をそれぞれ2つに流しております。この発信の方法はソーシャルメディアを使っている他の自治体、全国のほかの自治体でもおおむねこのような方式をとっているところが多いと承知しておりますが、流した情報に対しましていただいたツイートや「いいね」といったものには基本的には応答はせずに、受け取った方々の間で情報交換、意見交換をしていただくことを意図しております。

永井委員

ありがとうございます。PRに広報誌であるとか、ホームページであるとか、そういったもので県民の方々に周知をされているということだったんですけれども、このソーシャルメディアの要は情報の質というものを高めていけば、多分そういったところでPRをしなくてもネットの世界でどんどん広がっていって、そのフォロワーだったり、もしくはフェイスブックを閲覧してもらう人の数をふやせるのではないかと考えています。全国的にもツイッター・フェイスブックにより発信する情報、確かに今おっしゃられたようにホームページの内容を一方的にそのまま載せる、そういうシステムがあるのでそのままぽんとホームページの新着を上げれば、それがツイッターとフェイスブックに両方上がるような形で、本当に例えば県産農産物の放射性物質検査実施計画についてであって、下にリンクが張られているような、本当に無味乾燥なものが多いのが現状です。最近はちょっと語尾のところに「です」とか「ます」とかをつけて少し工夫が見られているようなんですけれども、それでもやはりまだ一方的な情報発信にとどまっている。やっぱり本会議のときにも言ったんですが、相互にやりとりをするというこ

とに、そこまで持っていくのはなかなか大変なんですけれども、まず見てもらう。 見てもわらないと、それはやっぱりこの先にまた防災に関しても利用が期待されていると思うんですが、そういった部分まで行かないというふうになると思いますけれども、例えばこのフェイスブックの先進地方自治体、佐賀県の武雄市というところがあります。ここは職員が朝行って、まず、その担当がいるんですけれども、「きょうは晴れています。こういう情報があって紫外線には注意してくださいね」というような、本当に客観的に出す情報を必ず毎朝上げて、退庁のときには市役所でこういうことがありました。例えばお昼近くになったら食堂のメニューこういうのがありますみたいものを、市役所の職員の方の生の声を出されるような工夫をしています。いろいろ情報を特にこういう県庁という組織ですので、正確な情報発信が求められるということはよく承知をしておるんですけれども、そういったちょっとした工夫で、フォロワーだったり閲覧者がふえていくと思いますが、この部分に関してどのような対策を行っていくか、お考えをお伺いします。

松谷知事政策局次長

ツイッター・フェイスブックといったソーシャルメディアの特徴としましては、委員のおっしゃるように双方向とか、臨場感とか、そういったものを伝播力みたいなものもあると思うんですけれども、そういったものを例えばやりとりをするというところでは、どうしても行政の方は正確性・信頼性などを、出す情報については重要視しなければならないというものも多うございまして、そういった面で言うとソーシャルメディアの特徴であります即時性みたいな双方向でやりとりするという、そこのところがなかなか生かし切れない。そういう懸念もあったり、それから一日じゅう反応を見続けて専任を置いたりとか、それは現実的になかなか難しいということもございます。

ただ、委員おっしゃるように、利用者をふやさなければならないというのは私ども本当にそう思っておりまして、委員のおっしゃるようにその工夫ですね、そういったものを考えていきたいと思っております。今、現在若手職員の政策形成のプロジェクトチームというのを各部局で立ち上げておりまして、知事政策局におきましても県のさらなるイメージアップを図る情報発信についてということで検討をしております。その中でソーシャルメディアの情報発信方法についても、若手のPTの中で考えていくということになっておりますので、委員のそういった御意見についても伝えながら検討してまいりたいと考えております。

永井委員

ぜひよろしくお願いします。なかなか確かに専任を置くというのは難しいとは思うんですけれども、ただ、朝ですね、一言つぶやく、本当にパソコンの前で数行つぶやくことというのはそんなに難しいことではないですし、しかも正確な情報、きょう晴れているという客観的事実を伝えるだけで、生の声を聞けるだけで、多分飛躍的にそういうフォロワー数というのは僕は伸びてくると思いますし、他県が実はそういうことを、私いろいろな他県のフェイスブック・ツイッター見ていますけれども、そういうことに取り組まれている都道府県は、今のところ僕の中では見受けられない状況ですので、そういうことを他県に先駆けて山梨県やっぱり都道府県の中では、ソーシャルメディアの先進県だなというふうに思っていただけるような対策ぜひやっていっていただきたいと思います。

先ほど本県のツイッターのフォロワー数が578件と言いましたけれども、実はこれを震災に活用された岩手県は3万9,018件で、青森県では2万385件と、やはりこういう部分の中で皆さんが通常から関心を持って、いざというときにも活用した県というのはもう数万単位でフォロワーがいるというような状

況であります。ぜひ山梨県も工夫に工夫を重ね、また、どんどん旬な情報を繰り返し出すことによって、県民の皆様も見てくださるようになると思いますので、フォロワー数アップに向けて活動していっていただきたいと思います。

答弁結構です。ありがとうございました。

(リニア基本構想について)

小越委員

先ほどの土地開発公社とちょっと違うところで2点お伺いします。

まずリニアの問題です。今回、リニア基本構想を今年度中につくると、ことし じゅうにタウンミーティングをしたりするという話があったんですけれども、去 年からことしにかけて影響調査を八千代エンジニアリングに委託して2回目を やっていますが、前回とこの影響調査はどのように違うんでしょうか。

佐藤リニア推進課長

委員御指摘のように、今回、基本構想を策定するに際しましてリニアの影響調査というのを実施しております。昨年から調査を進めておりますが、前回、平成21年に基礎調査という形で調査を実施しております。違いといいますのは、21年に実施しました基礎調査というのは、今後リニアに対してどういうふうに取り組んでいくかということを主眼に、その段階におきましては前提条件としてのルートですとか、駅ですとか、あるいは、運行状況というのが明らかでない段階で、リニアというものが開通することによる時間短縮効果等々が、どういう影響を及ぼすかという視点で調査をしたものであります。

今回の、今、鋭意取りまとめをしております調査につきましては、リニアのおおむねの位置あるいはルート、あるいは、東海等々で、今、参考というか、考えております運行状況、あるいは、県内にける社会基盤の整備状況等々を踏まえて、今後リニアを活用する際に利用者数がどういうふうに推計されるのか、あるいは、観光客の入れ込みがどうかという需要予測、それから、それに伴います経済的な波及効果、これらについて調査・分析して取りまとめをしていくということにしております。

小越委員

需要予測と経済効果を、今回、多分、大津周辺というのを前提につくられると思うんですけれども、前のときは大津周辺ということなしに、リニアが来たら乗りますかとか、どんなことしたいですか、時間短縮されるということであったと思うんです。前のときのによりますと、単年度便益年間 113 億円、そして交流人口は 131% ふえ、観光客は 40% ふえるというふうになっています。これによりますと、目的交流人口は一日 154,700人ふえる。観光目的の交流人口は一日 5,100人ふえるというふうに前の調査はありました。今回はこういうふうに大津ということも含めて少し限定されていく中では、この数字は変わってくるんでしょうか。

佐藤リニア推進課長

前回21年度の調査、今申し上げたような観点での調査の数字というのは、今、委員がお示ししたとおりであります。数字が今回変わるか変わらないかといいますと、先ほどから御説明しましたように前提条件等々が変わっているという中におきましては、あるいは、前回の経済的な効果というのは本当に時間短縮というのが、例えば1時間どれだけの便益を生むかとかいう観点からの経済調査ということもありますので、当然、数字という意味においては異なってまいります。

小越委員 そうしますとね、例えば大津駅周辺にとまって、大体1時間に5本、そのうち

甲府にとまるのは1本だと言われています。上りと下りがあるんでしょうけど、7時からとか、6時ごろから10時、11時ごろ動くとして、甲府のとまる上下のところが18本とか20本くらいあるとして、その車両に大体1,000人乗るところがありますよね。そうしますと、3万6,000人ぐらい、4万人、3万人前後の方々は甲府に、そこを通過するというか、おりるということになります。そのうち5,000人も観光客がおりて、1万4,000人も甲府におりるということになるんでしょうか。だから、前の調査よりもこの人数は減るんじゃないでしょうか、いかがですか。

佐藤リニア推進課長

済みません、調査の分析等々している段階ですので、数字についての答弁は御勘弁をいただきたいと思うんですが、いずれにしましても委員がおっしゃるように1時間に1本山梨にリニアがとまる場合、最大で委員おっしゃるように1,00人の乗客という中で、山梨の甲府というか、リニアの駅をどれだけの方が利用されるかということについては、利用客数の推計という形でお示しをしたいとは思っております。考えております。

小越委員

そうしますと、1,000人乗っている車両のうち約半分ぐらいとか、3分の1ぐらいの人が甲府におりていただくということが前提にならないと、この5,100人から1万4,000人くらいにならないと思うんです。それはちょっとあり得ないんではないかな。特に前の調査ですと中京圏よりも東京から来る方が多い、東京に行く。中京圏よりもその方が多かったとなりますと、そんなに需要があるのかなというふうに私は思うんです。この需要予測では過大投資になっていく。5,000人も観光客ふえるとなりますと、じゃ、アクセス道路どうする、駐車どうするのかとなりますけれども、この需要予測は5,000人というのは今回の調査でいくともっと少なくなるような感じがします。基本的に半分が甲府でおりるとは思わないんですけれども、その中ではこの需要予測と経済効果、これからもしかして少なくなった場合には、今まで考えられているアクセス道路ですとか、駐車場の検討は縮小するという方向もあるんでしょうか。

佐藤リニア推進課長

委員が今おっしゃっている数字は21年度のときに調査をした数字であります。ですから、運行状況、あるいは、車両にどれだけの乗員が乗るかというふうなことは、ある意味まだ明らかになっていないときの数字といったらいいんでしょうか、それに対しまして今回は一定の条件等々与える中で推計というのをしてまいりますので、私どもはそういう需要予測ということを踏まえながら、これからの県土そろいますように基盤整備をどういうふうに進めていったらいいのか、あるいは、活性化方策というのはどういう方向に進むべきかということを、今回の基本構想の中において県民の方たちにお示ししながら、あるいは、いろんな御意見を伺いまとめていきたいと考えておりますので、前のその調査時点でのあくまでもそれは基礎的な調査ということで進めたものですので、今後やっていく基本構想の中において、改めてそういう意味ではこれからの県土づくりの考え方というのは、御議論しながらお示ししていきたい、まとめていきたいと考えております。

小越委員

そうしますと、もしこの需要予測が少なくなればそれに見合ったものになっていかざるを得ないと話したと思うんです。例えばアクセス道路ですとか、それから、駐車場含めてリニア関連の整備をするため、それから、経済効果を生むため

の金額というのは、上限ぐらいはここまでぐらいだと、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

佐藤リニア推進課長

委員が御懸念されているのはこれからリニアの開業を見据えて、県あるいは市町村含めて投資あるいは県民の負担ということかと思います。今回、私ども基本構想でお示ししていきたいというのは、例えば投資金額をこうするとか、あるいは、県にあるいは市町村がこういう施設を整備するとかいうことではなくて、リニアの活用を最大限に、あるいは、県下全域にそれを広めていくためにはアクセスとしては、例えば交通基盤、あるいは、鉄道の利用ということをしていくべきではないか。あるいは、周辺についても機能としてはこういう機能を充実していくべきではないかということをお示しをし、それを県民とともにこれから考えていきたいと思っておりますので、委員の御指摘にもしそのままお答えしようとすれば、投資金額がどうのこうのということを明示していくような性格なものではないと考えております。

望月委員長

答弁者の方にお願いしておきますが、簡潔にお願いいたします。

(リニア貸付金について)

小越委員

いろいろ夢を言うのはいいんですけれども、かかるお金と、それから、費用対効果はどのくらい、先ほどの需要予測は、これは5,000人も絶対ないと思うんです。そう思いますとね、県が税金をふやしていろんなものをつくっても効果がどのくらいあるのかということを、マイナスの面も含めてこの基本構想にはしっかり書かないと、夢だけが膨らみますと県民に期待だけがあって、後で大きなしっぺ返しが来るんじゃないかと思っています。ミスリードはやっぱり許されないと思っておりますので、プラスの面だけでなくマイナスのこともしっかり書いてもらいたい。私はリニアで経済活性化するのは大変疑問を持っております。リニアは実験されていますけれども、全部、今、工事をするべきではないという立場でおりますので、この基本構想についてもあらゆる角度から、マイナスの面も含めて県民にお示ししてもらいたいと思います。

もう一つだけリニアのことについてリニアの貸付金のことですけれども、鉄道総研でしたか、160億円ぐらいたしか貸し付けをしていると思うんですが、この貸し付けのお金はいつ返ってくるんでしょうか。平成16年4月の包括外部監査の報告の結果によりますと、契約書の内容を見直すべきと包括外部監査で指摘を受け、それに対して平成16年7月23日の広報によりますと、山梨リニア実験線における実験が終了した時点で契約書の内容を見直すとあります。これによりますと山梨県の実験線が完成したときに、この貸し付けたお金が返ってくるんでしょうか。

佐藤リニア推進課長

県からの貸付金につきましては、平成2年に結んだ協定の中におきまして、実験が終了した後に償還方法について協議をするとなってございます。したがいまして、今、リニアの実験線計画というのは平成28年まで、今後、実験が必要になればその延長ということもあり得るのかもしれませんが、いずれにしましても、実験線の実験が終了して償還条件については協議をしてまいるということになる、以上であります。

小越委員

ここにもあるんですけれども、償還条件の基本条項は不確定で記載があいまい

だと、利子についての規定もなく金銭消費貸借契約は本来具備すべきものからかけ離れていると、リニア実験線が終了時点で契約書の作成を検討されたいというふうになっています。今、平成28年度までということで、そこで契約書を見直しをしてお金を返してもらうということでよろしいですね。

佐藤リニア推進課長

基本となります協定、先ほど来から御説明しましたように償還につきましては、実験線の終了後、協議をして、その条件を定めていくということでございます。

小越委員

お金に利子をつけずに100億円以上も貸し付けるのは普通あり得ない話だと思いますので、しっかりこれは返してもらうように手続を早くとってもらいたいと思います。

(オスプレイについて)

小越委員

あともう一点、済みません。

もう一点、もし企画の担当じゃなかったらおっしゃってください。防災に近いかもしれませんし、危機管理かもしれませんけど、オスプレイのことについてお伺いしたいと思います。オスプレイ、沖縄の普天間基地、そして岩国と、それから、キャンプ富士に一次駐機するというふうに発表されました。これについて山梨にどういう影響があるとお考えでしょうか。

もしここで所管が違うのであれば総務で聞きます。

小林北富士演習場対策課長

今、委員御指摘の内容でございますけれども、現在、米軍が報告しました関係審査報告書の中での飛行訓練ルートには本県は含まれてはいないと承知しております。それから、今おっしゃられましたキャンプ富士に来るのではないかということですけれども、現在、キャンプ富士に来た場合に本県の上空を飛行するかどうかにつきましては、防衛省の方でも情報はないということですので、今後も引き続き情報収集に努めていきたいと考えております。

小越委員

私の認識が違ったら訂正しますが、キャンプ富士は多分北富士の演習場の隣にあると思うんです。そこで一時駐機、とまるということになりますと、そこから北信越とか東北ルートというふうに発表がされました、その飛行訓練のルートが。そうしますと、そこの北富士の隣のキャンプ富士からオスプレイが飛び立ち、北信越や東北ルートに飛行訓練するということは、山梨県の上空を通っていかないと行けないんじゃないでしょうか。そして山岳沿いで夕方から深夜にかけてやるからうるさくないよとアメリカは言っていますけど、その演習が終わってキャンプ富士に帰ってくるときには、そのオスプレイが山梨上空を飛んでそこのキャンプ富士に行くと。つまり富士山上空なり吉田なり甲府も含めてこうやって山梨の方を通っていくとなると、大きな影響があるんじゃないでしょうか、違いますか。

小林北富士演習場対策課長

それにつきましては現在のところ全く防衛省からも情報がないということですので、先ほども申しましたように、今後、情報収集に努めていきたいと考えております。

小越委員 情報収集に努めて、そういうような一時駐機をしてそこの上空を飛ぶようなことになった場合は、県とすれば、どのように対応されるんですか。

小林北富士演習場対策課長

米軍基地等を抱える沖縄や神奈川、東京等全国14都道県で構成する渉外関係主要都道県知事連絡協議会というものがありますが、それに本県も参加しております。この協議会を通じて情報の収集に努めるとともに、関係都道県と連携する中で今後の対応等を検討していきたいと考えております。

小越委員

危機意識がちょっと低いんじゃないかと私思っているんです。沖縄県はもちろんですけれども、和歌山県、それから、岩国の市議会、それから、静岡の御殿場含めてオスプレイは来てもらっては困る。それはとても墜落が何回も起きました、墜落の原因もわかっていません。すごい騒音です。もしそれがこの富士山含めこの甲府、山梨県のところに落ちるということも考えられます。墜落原因はわからない、故障機みたいなものですから。それをキャンプ富士に来るといっているのであれば、それは山梨県に大きな影響があって何か事故があるんじゃないか。それは防衛省に確認するとともに、私は直ちにそれは困ると、来るなと、飛行訓練するなというふうに言うのが筋だと思います。そうしなかったら、山梨県民の安全は守れませんし、世界遺産のところへそんなの落ちたら困りますしね、山梨県と富士山ですし、オスプレイそのものが危険なものですから、国に対してオスプレイの配備をしないように求めるべきだと思います。

主な質疑等 総務関係

※第79号

平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び 歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの 並びに第3条地方債の補正

質疑

(私学振興費について)

山下委員

本当は聞いて質問すればいいんだけれども、ちょっとばたばたしたのでもう一度ここで聞かせていただきますが、このいわゆる認定こども園の基金ですけれども、まずはこの出す先、9,800万円、これ1つに出すんですか、それとも2カ所に出すんですか。

前嶋私学文書課長 この交付先は、学校法人の河西学園、具体的には甲府みなみ幼稚園1園に出します。

山下委員 それで助成の割合はどれくらいですか。2分の1、3分の1、4分の1?

前嶋私学文書課長 2分の1でございます。

山下委員 この当初予算額、当初予算のときに聞けば良かったのですが、当初額のこの 5 2 億、これは全部いわゆる基金の耐震化に使われるものなんですか。

前嶋私学文書課長 当初予算額の52億5.700万円余につきましては、私学振興費の私立学校

運営費補助金、小中高運営費補助金として出す分等を含んでおりまして52億5. 700万円でございます。今回の補正に係ります安心こども基金の耐震化事業に ついては今回が初めてでございます。

山下委員

当初予算になぜ入らなかったんですか、わざわざここで補正で出すんですか。 何か理由があるわけでしょう、ちょっと教えてください。

前嶋私学文書課長 この安心こども基金耐震化支援事業費補助金につきましては、国の方で昨年の 12月に4次補正の中で出てまいりました。一番最初に各園にこの補助金の希望 があるかどうか確かめましたところ、その時点では各園とも希望がございません でしたので、当初予算には計上いたしませんでした。その後、改築を計画してい た甲府みなみ幼稚園が国からの直接の補助を予定していましたところ、こちらの 方が補助率が2分の1で高いということで、国の補助金、直接補助の方を取り下 げてこちらの方にしたいという希望がありました。その申し出が4月以降にござ いましたので、今回の補正をお願いしたところでございます。

山下委員

別にけちをつけるわけじゃないけれども、そうなってくるとね、補助率がいい となればますますこれからいわゆる「いや、私も変えてください」と言ってくる 人が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

前嶋私学文書課長 この補助金についてはここにも書いてございますとおり、認定こども園への移 行を予定しているという前提がございまして、耐震化を行うときに、改築の経費 等も含めて補助の対象にするということでございますので、今のところ手を挙げ てきているところはここ1園以外にはございません。

山下委員

ありがとうございました。わかりました。

(地方債補正について)

山田副委員長

総の2ページの地方債補正で今回4,400万円増額になったようですが、こ こに利率のところがちょっと気になるんですが9.0%以内、ただし利率見直し 方式でということなんですが、現実にこれ実際の利率というのは現行何%なんで しょうか。

尾﨑財政課長

実際の利率は5月に地方債の借り入れというのはすることになっております けれども、そのときの国債の利率等を含めて協議をいたしまして、およそ近年で は1%~1.2%ということになっております。

計論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第82号 不動産購入の件

質疑 なし

討論 なし 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第24-6号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見

小越委員 採択すべきだと思います。大飯原発再稼働をめぐり、原発再稼働に反対するよ

う、先週も官邸前に4万5千人もツイッターを通じて集まりました。原発を再稼働してはならない。この思いは皆さん同じだと思います。安全性は確認されておりません。一たび事故が起きれば、将来にわたって取り返しがつかない事故にな

ります。本請願を採択するべきだと思います。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2

意見

小越委員 採択すべきだと思います。先ほども話をしましたが、原発から撤退すべきとい

う声は、世論の大きな声になっております。本請願を採択するようお願いします。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見

小越委員

採択するべきだと思います。ここにもありますが、福島原発の事故はいまだ終息しておりません。山梨の隣に浜岡原発がありますが、震源域の真上にあり最も危ない原発だといわれております。今、停止となっていますが、冷却され続けている放射性物質はいまだにあります。山梨県民にとって、一たび事故が起きれば大きな被害が及ぼされます。県内では半数を超える自治体で、浜岡原発停止又は永久廃炉の意見書が可決されております。この請願を採択するべきだと思います。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止 (廃炉) にすることを求めることについて

意見

小越委員

先ほどの請願同様この請願を採択するべきだと思います。浜岡原子力発電所の 危険性は、多くの方々が認識しております。何か事故があったときに山梨県の被 害も大きくなります。この請願を採択するべきだと思います。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見

小越委員

県議会議委員の海外研修制度の廃止を求めるこの請願を採択するべきだと思います。今議会で、知事は、財政難として、68、69歳の医療費助成制度を廃止すると言いました。財政難だというのであれば、この県議会議員の90万円を上限の海外研修制度こそ、まずやめるべきだと思います。財政難を県民に押しつけて、県議会議員がこのままではよくないと思う。今、ちょうど裁判をされている最中ですけども、裁判の結果を待たず、議会としてこの海外研修制度を廃するこ

とを決議するべきと思い、この請願を採択することを求めます。

(「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県消防協会について)

武川委員

県消防協会における使途不明金問題について確認、お伺いをいたします。2月議会の代表質問でもこの問題に対してただしたところでありますが、そのときの答弁では前会計担当職員に対する刑事告訴に向けて警察との協議を進めているほか、損害賠償請求に着手したとのことでありました。その後、新聞報道等によりますと、損害賠償請求訴訟について3月末に、また刑事告訴については4月末にそれぞれ提出された旨聞き及んでおります。また、逆に前会計担当職員から従業員としての地位確認等を求める訴訟を提起されたとも伺っております。このような中、1億円を超える使途不明金がどのようにして生じたのか、当事者である県消防協会及び前会計担当職員は訴訟の中でどのような主張をし、果たして真実はどこにあるのか、県民は大きな関心を寄せているところであります。

そこで、現在、損害賠償請求訴訟や刑事告訴の状況はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

宮原防災危機管理課長

まず損害賠償請求についてでございますが、委員のおっしゃるとおり、消防協会におきまして訴訟の準備を進めている最中の3月19日、前会計担当職員から逆に県消防協会に対しまして従業員として地位確認、それに未払給与、慰謝料含め736万円余の支払いを求める訴訟が提起されたところでございます。その後、3月28日に県消防協会におきまして甲府地裁に前会計担当職員を相手取り1億484万円余の損害賠償訴訟を提起したところでございます。この両方の訴訟につきまして現在同時進行で裁判手続が進められておりますが、4月24日には第1回の口頭弁論が行われ、6月15日には弁論準備手続が行われたところでございます。

こうした中で双方、協会と前会計担当職員の言い分は違っているわけでございまして、前会計担当職員はまず懲戒免職は無効であると主張しております。また、懲戒理由である平成23年度におきます現金引き出しにつきましても、当時の事務局長及び次長の指示により引き出したと、引き出し本人に渡したものであると主張をしております。この主張につきましては事前に行った協会の事情聴取におけるみずからの供述を覆す虚偽の主張だと考えております。今後、この両訴訟につきましては8月22日に2回目の弁論準備手続が行われることになっておりますけれども、県消防協会におきましては、これまでの損害額についてさらに詳細な主張を書面で主張して行っていくという考えでございます。

次に、刑事訴訟の状況につきましてです。今回の使途不明金につきまして前会計担当職員が少なくとも23年度につきまして、供述の中で上司の指示もなく共済にかかわる通帳から勝手に現金を引き出したということを本人が認めたことから、横領した可能性が極めて高いものと認めまして、4月25日、南甲府警察署に対し867万円余の業務上横領の容疑で告訴状を提出し、警察におきまして受理されたところでございます。既に本人署名の押印のある供述調書などの調査資料、あるいは、協会の会計伝票、あるいは、会計書類一式を南甲府署に提出するなど、捜査には全面的に協力しているところでございます。

武川委員

新聞報道などによりますと、6月14日に開催された第3回第三者委員会において、歴代事務局長・次長を相手に損害賠償請求訴訟を提起すべきとされたとのことであります。2月議会における代表質問でも申し上げましたが、福祉共済制度に係る多額の掛け金、共済金等を扱っているにもかかわらず、内部調査に対し共済制度の仕組みすら知らなかった、通帳の存在もわからなかったなどと弁明するなど、歴代事務局長・次長は管理監督者としての職責を全く果たしていないものであり、その責任は厳しく追及されてしかるべきものと考えております。

そこで、今後、具体的に歴代事務局長・次長に対しどのように損害賠償請求を 行っていくのかお伺いします。

宮原防災危機管理課長

この件につきましては6月14日開催されました第3回の第三者委員会におきまして、管理監督責任、監督者の責任について御意見を伺ったところでございます。その結果、平成23年度を除きまして歴代の事務局長及び次長には重大な過失があると認められ、損害賠償請求訴訟を提起する必要があるとの結論をいただいたところでございます。しかしながら、訴訟を提起する前に本人が賠償する意思があるかどうかを確認し、支払いの意思がない場合には訴訟を提起することとした方がよいとの提言もいただきましたので、一昨日、27日に歴代の事務局長・次長7名に対しまして、それぞれの在職期間に応じた損害額の支払いを求めるため、文書にて通知したところでございます。今後、任意の支払いに応じるかどうか確認した上で、応じない場合には損害賠償請求訴訟を提起する考えでございます。

武川委員

6月22日の山日新聞によれば、市町村の法令外負担金について、その認定が留保されているとのことであります。今回の問題の使途不明金はさかのぼるところ市町村の公金であり、その意味で県消防協会が信頼できるものであるということが確認できるまでは、協会の会費を留保するという判断は無理からぬものであると思っております。一方、県消防協会は市町村の消防団員の士気高揚を図るため、団員の教養訓練や表彰などさまざまな活動を行っており、市町村にとってもなくてはならない団体であるとの認識は共通しているものだと思います。

そこで、県消防協会としてはどのような改善策を講じ、市町村に安心して事業が任せてもらえる体制を築いていこうとしているのかお伺いします。

宮原防災危機管理課長

この問題が起きましてから、まず個々の消防団員に対する給付金の未払分については迅速に対応する必要があったことから、日本消防協会から資金を借り入れまして3月末までに支払いを完了したところでございます。また、責任ある関係者に対する賠償請求につきましては先ほど説明したとおりでございますが、会計処理におきます改善策につきましては、これまで共済に係る預かり金が簿外で処

理されていたということがございましたので、平成 23年度決算において帳簿処理を行い、残高を貸借対照表上に計上したところでございます。また、今年度から公印を適正に管理するとともに、すべての入出金の伝票処理、出納に当たりまして職員が複数確認でき、適正な会計処理をすることとしております。さらに今回問題となりました共済の手続につきましては、わかりやすいマニュアルを作成いたしまして、3月末に市町村の担当者を集めまして説明会を開催し、制度の周知徹底したところでございます。それによりまして、今年度につきましては全市町村が消防団員福祉共済に加入することとなりまして、県の消防協会を経由いたしまして6,137万円余の掛け金を既に日本消防協会へ納付したところでございます。今後とも改善策を着実に実行していく中で市町村に評価をしていただきまして信頼回復に努めてまいりたいと思います。

武川委員

いずれにしても、現在の段階で県が掌握・把握している状況というのは限度があるわけですけれども、消防団員、消防関係者、そして市町村等にも多大な迷惑をおかけしているわけでございます。現状、基本的には司直による真相解明を待つわけでありますが、徹底した真相解明を求めるわけでございます。そのためにも、県としては県としての立場の中で最善の対応をしていただきたい。このことによって関係者はもとより、県民の信頼を回復していただかなくてはなりませんので、ぜひ最善の努力をしていただきたいと思います。

最後、部長にお願いします。いろいろ状況を、今、司直が捜査しているんですけれども、言いたいのは県として県の立場で、できることをともかく積極的に対応して、最善の努力をしていただきたいということです。

田中総務部長

山梨県消防協会は県内の消防団員を会員とする唯一の組織でございまして、地域の防災力を確保するために非常に大きな役割を果たしていると県としても認識をいたしております。そういう組織においてこういう不祥事があったわけでございまして、これは大変県としても遺憾なわけでございまして、事後対応に全力を挙げて県としても協力してまいったところでございます。

まず1つは消防団員福祉共済のお金が適正に払われていなかったということがございましたので、これは未払いの給付金については全額を支払うということをやりまして、このために横内知事からも日本消防協会に対して、必要な資金の貸し付け依頼をさせていただいたところでございまして、こういう資金手当てをした上で全額の支払いを終えているところでございます。

それから、もう一つは再発防止策というのをしっかり講じていくことが必要であるということで、第三者委員会でこれも議論していただきまして、再発防止策につきましては会計基準を徹底していくということとか、あるいは、事務処理マニュアルをちゃんと市町村担当者に配布をしていくとか、それから、県の消防保安室が直接に現金出納の確認をするとか、そういった再発防止策を第三者委員会も意見もいただいて取りまとめたところでございます。これにつきましては、ただいま武川委員からも御指摘ございましたように、いまだに市町村からまだ十分に御理解いただいている段階でないと思います。そういうこともありまして、現在、法令外負担金についてまだ支払いの理解が得られてない状況でございますが、私どもといたしましては第三者委員会の意見もいただきまして、しっかり再発防止策を講じてきているつもりでございますので、これをしっかり市町村あるいは消防関係者の方々に御説明申し上げまして、理解を得ていきたいと思っております。

それから、最後に原因とその責任の徹底した追及ということでございまして、 これは委員からも今お話しございましたように、刑事告発、それから、関係者に 対する損害賠償請求ということを徹底してやっていくということは報道でもさ れているとおりでございますので、しっかりこういったことを通じまして、県と して最大限協力してまいりたいと考えております。

(山梨県消防協会について)

飯島委員

関連してですが、私も答弁も聞きましたが、徹底した捜査で真相を解明して再 発を防止していただきたいと思います。今回の本会議でも本会議場の一般質問で そんな質問がありましたが、やっぱり1万5,000人の消防団員が、今、少な くて困っているという中で不祥事ですから肝に銘じていただきたいと思います。 1点だけ、この不祥事でこの消防協会の組織も危ぶまれたというか、いろんな 意見があったと思いますが、存続ということなんですが、来年の11月末までに 公益法人の移行を考えているという話があって、2年連続で純資産が300万円 下れば解散もあり得ると、そういう環境であると聞いていますが、これに関して の今の見解というか、方向はどうなんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

新法人改革で来年の11月までに新しい法人へ移行していくということを前 提に、現在、消防協会におきましては新法人への移行手続を進めております。そ れで、委員の御指摘の300万、2年連続して純資産が下回る場合は解散をせざ るを得ないということはございますが、現在の状況で23年度につきましては決 算を打てた状況でございます。今後、現在の訴訟はまだ確定しておりませんので、 直ちに赤字に陥るということは考えられないわけでございますが、一刻も早く損 害額を回収いたしまして資金手当てをしまして債権者に返していく。一方では新 法人、現在、協会としては一般財団法人を目指して手続を進めているところでご ざいます。それにつきましては25年4月あるいは10月、今のところは4月を めどに準備を進めておるところでございまして、新法人への移行につきましては 事務手続を進めていきたいと思っております。

(消防の広域化について)

山下委員

では、消防の広域化について、少し聞かせてください。事務・事業のものと重 複してしまうかもしれませんけど、ちょっと基本的なことから教えていただきた いんですが、いずれにしましてもなかなか難しい問題で思うように進んでないと いうのが現状でございます。まず、いろいろ要素があるかと思うんですけれども、 給与の面、また人事の面とか、また組織の面とか、それぞれの地域によって大分 実情が違うようでございますが、まず給与の面でちょっと教えていただきたいん ですけれども、給与体系というのは各市町村が持っている、笛吹市、また甲府市、 そういうところの給与体系というのはみんな一律なんですか、それとも違うんで すか。まずそこから教えていただきたい。

山下消防保安室長 各消防本部におきまして適用しております給料表が異なっております。現時点 におきましては公安職 I の給料表を適用している消防本部が 1、そして公安職 II の給料表を適用している消防本部が5、そして行政職給料表を適用している消防 本部が4と、山梨県全部で10の消防本部ございますけれども、そういう状況で ございます。

山下委員

その給料表を、私、残念ながら見たことがないものですから何とも言いがたい んですけど、その給料表というのは行政職と公安職で何か違いがあるんですか、 どちらかが給料が高いとか低いとか、何か特徴があるんだったら教えていただき

たい。

山下消防保安室長

一般的な言い方で恐縮でございますけれども、公安職の給料表につきましては やはり一定の技術を持った職員を採用するということでございまして、採用時の 初任給ベースが高い、その後の上昇カーブが一般的に平たいと言われております。 それにかえまして行政職給料表につきましては、初任給、採用時、若いときは給 料が公安職に比べて低いわけでございますけれども、一定のスキルアップをする ことによりまして給料表のカーブが上に上昇していくというふうな言われ方を されております。

山下委員

それで、今度は、甲府市のことを言っては申しわけないんですけれども、甲府 市はいわゆる職員の充足率が72%だというんですが、甲府が72%としたら一 番低いところというのはどこの消防本部なんですか。

山下消防保安室長 一番低いところにつきましては上野原市消防本部の39.7%という充足率で ございます。

山下委員

確かに甲府の密集したところと、当然、私のところだってそんなに開けたとこ ろじゃないです。芦川町なんていうところもありますから、一概に必ずしも充足 率を一定に合わせなきゃいけないという理由はないと思うんです。消防本部の人 たちはどういうふうに考えているかわかりません、各市町村長さんが考えるとこ ろですから。それで、その中でもう一つわかるんだったら教えていただきたい。 この人事の部分で人員配置のところまで話が行っているのかどうかわかりませ んけれども、今、充足率の部分がそういうふうに違いが出た。給料表が違う、そ して人員の配置みたいな話というところまでは、今回のいわゆる協議会の中では 進んでいるんでしょうか。

山下消防保安室長

実はその組織でございますとか、職員の処遇、あるいは、部隊運用、さまざま な課題がございますけれども、これらの諸課題につきましても実は消防広域化推 進協議会の方の議論、特にその幹事会におきまして議論が進められてまいりまし た。少なくとも一昨年の11月の時点におきまして中間報告というところまで、 さまざまな検討部会、総務部会とか、給与部会等ございますけれども、こういっ たところで議論が進められてまいりまして、この中でそれらの課題につきまして も議論は進められているところでございます。

山下委員

いずれにしてもことしの11月までに一応結論を出そうというふうな話で進 んでいるかと思うんですけれども、これまで2年半ずっと議論してきたわけです ね。それで先ほど言ったように一番下の事務局にも県の職員の方に入っていただ いて、そしてまた幹事会というところは各消防本部の消防長と市町村の課長さん たちが入って、ここである程度のたたき台をつくって、そして、市町村長さんが 入っている協議会に持ち込んで最終決定をしてもらおうと。こういうプロセスの 中で、結局、私が聞いている中ではこの幹事会のところまででほとんど議論が終 了しちゃっていると。なかなか先ほど言った人事の面、そして、充足率の面、ま た給与の面、いろんな要素を持っていったんだけれども、話によれば資料1つも つくらせてもらえないみたいな話ししか、遠くから聞こえてくる話だとそんな話 ししかない。

だから、何が原因だったのかということはいろいろあるかもしれませんけれど も、本当に今後、消防一元化を目指していく中で、郡内の方で上野原・都留・大 月ですか、3地区が少し自分たちでまずできるところからやっていこうという話

を、今しだしているようでございますけれども、この辺をどういうふうに県とし て指導していくのか、非常に難しいところだと思うんですが、ちょっと所見でも 結構ですからお答えいただければ。

山下消防保安室長 先月5月30日の消防広域化推進協議会におきまして、ただいま委員のお話も ございましたけれども、広域化の協議については継続をしていくという方向性が 確認されたところでございます。県の消防広域化推進計画におきましても、広域 化のスケールメリットを生かすためには消防本部の規模はより大きい方が望ま しいということでございまして、あくまで県が目指しておりますものも、県内一 消防本部体制の構築でございます。そのための協議が継続されております現時点 におきましては、やはりこの県内一消防本部体制の構築に向けた議論、こちらに 私どもは積極的に参加をしかつ助言をしていく、こちらを優先をして参画、議論 をしていくと、こういうスタンスでございます。

山下委員

結構です。終わります。ありがとうございました。

(山梨県消防協会について)

山田副委員長

我が会派の武川委員がもう部長のコメントまでいただいた上で、ちょっと細か い点で消防協会の関係を聞きたいんですが、福祉共済というものは最終的には日 本消防協会にいわゆる納めるというか、納付するんですが、実際に例年やってい ることなんですが、基本的にどの基礎自治体も、全国の話ですけど、わかる範囲 で結構なんですが、それは例年継続しているものなんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

福祉共済事業につきましてはあくまで任意でございまして、消防団員個々の保 険ということです。そして、本県におきましてはほとんどの市町村、昨年度は1 市町村掛けてなかったんですが、今年度は27市町村加入ということで、1人消 防団員3,000円の掛け金で死亡とかけがによる補償がされる保険的な役割を して、それは任意の制度でございます。

山田副委員長

そうすると、消防協会が市町村にもそうなんですけど、日本消防協会から見た 場合、当時の3,000市町村ある時代と違って、大分減っていると思いますが、 そうすると、日本消防協会側から見た場合もコンピュータで検索できる。ことし はもう納付がありませんと、あるいは、ことしも山梨の消防協会にそういういわ ゆる納付書というのか、令書が来るのかどうか、その辺はどうなっているんでし ようか。

宮原防災危機管理課長

この共済制度の加入につきましては3部複写になっておりまして、その申込書 を市町村が3枚のうち1枚とって2枚を県消防協会へ送ると。そして、その申込 書の1部を県協会にとり残り1部を日本消防協会に渡すということで契約成立 になるんですが、日本消防協会でも、当然全国の状況等を把握しているわけでご ざいますが、いつ時点で納付した、あるいは、ここの市町村が継続してないよ、 というような連絡等は入ってきてないような状況です。

山田副委員長

- 県のレベルであれなんですけど、私からすればね、日本消防協会も消防協会だ と、私からすれば。そんな例年やっていればコンピュータでどこが出てない、そ して、保険の資金なんていうのは例えば4月1日じゃ4月1日って決まっている

んだから、それ以前にやれとか、あるいは、5月1日って資金決まっているんですから、それだからといって県の消防協会のいわゆる責任がないというわけではないんだけど、日本消防協会も、私は逆に日本消防協会も言葉悪いけど、ちょっとていたらくというか、怠慢なところもあるのかなと思いますが、市町村レベルでは、もう最後にこれ聞きますけど、消防協会側は市町村に対してだれの決裁、つまり消防協会長名で出すのか、事務局長名なのか、それはどういう文書が発信されたんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

これに関しましては例年市町村の方から納付書と一緒に、先ほど言いました3 枚の複写の申込書が来ることによって、それを山梨県の消防協会が処理するとい うことになっておりまして、共済制度の毎年の通知をしているかどうか、だれの 名前でしているのかちょっと把握しておりませんが、いずれ時期になりますと、 市町村が自主的に先ほど言いました3枚の複写の申込書を県協会へ送ってきて、 日本消防協会へ到達することで契約、そして、納金をするということで契約が成 立ということになっております。

(県庁駐車場の管理について)

山田副委員長

先に文書が行かなければ返ってくることはないから、だれかの、その、せめてだれの決裁で書類が出ているぐらいは、県の担当課は知っていた方がいいのかなと思いますけれども、これ以上質問しても議論があれになるんでやめますが、あと一点よろしいですか。

私は登庁するときは自転車で来ているんで特にありませんが、ある行政委員が 今議会の駐車場の件で守衛さんに怒られたということで、多分私が話を総合する と、議員がとめるべき駐車場にその行政委員の方はとめてもいいって言われてい てとめて、それ自体は多分いいんだけど、その言い方がちょっとひどかったとい うことで、裏返せば職務を熱心にやったということであるし、また、議員さんた ちが「こんなところへだれがとめた?」、こういうようなのもあったから多分言 ったんでしょうけれども、それにしても言い方の問題が議論になって、あわせて、 傍聴に来たときのバスの運転手と入り口でよくトラブルがあるという話も聞き まして、ぜひ質問してくれという話もあったので、実際入り口の、私はいつもに こにこあいさつしてもらっているんでいいんですが、守衛さんの管理は現状どう いうふうになっているのかお聞かせいただきたい。

平井管財課長

委員お尋ねの件でございますけれども、庁舎の車両、車で来庁される方の対応につきましては外部の業者に委託をいたしまして対応しております。西門と東門それぞれございますけれども、5名の方を配置いたしまして対応するようにしております。通常の来庁者の方への対応と、バスで来庁される方につきましては駐車場のスペース問題もあります。もともと来庁者用の駐車場がそもそも足りないというところがありまして、非常に苦慮しているところであります。今、委員の御指摘の件でございますけれども、私もその話を伺いまして、早速、行政委員長さんにお話を伺いまして、早速業者を呼びまして、今後そういった対応がないように、すべて来庁者の方には丁寧な対応するように指導させていただいたところでございます。今後ともそういう対応していきたいと思っております。

山田副委員長

ぜひ、一般の方が来ると一番最初に入る県庁のいわゆる門番というか、守衛さなので、その対応がいつもにこにこというわけにはもちろんいかないけど、普通の対応をぜひしていただけるように改めてお願いをして質問を終わります。あり

がとうございました。

(消費税増税の影響について)

小越委員

まず、先日衆議院で消費税の増税法案が可決されてしまいましたけれども、この消費税の増税の県への影響というのをお伺いしたいと思います。山梨県の現在の地方消費税としての歳入は今お幾ら入っているんですか。

上小澤税務課長

22年度ベースでございますと、地方消費税の収入につきましては、都道府県間の清算後で約175億円となっております。

小越委員

清算後で175億、これ1%ですから、ざっと勘定すると5%ですから、今、これを5掛けると700とか800億円くらいの県民というか、県というか、県の中での消費税の負担が800億円くらい、前後かなというふうに推測されます。それで今度はそれが10%になりますと、じゃ、県に入ってくる消費税は175億掛ける2ということでよろしいでしょうか、2倍になると。

上小澤税務課長

消費税率が10%に引き上げた場合の山梨県でどれくらいの地方消費税が増収となるかという件でございますが、国では消費税率が5%から10%に引き上げられると、消費税額が13.5兆円増額になるという形で試算してございます。この数字から単純に計算した国の試算がございまして、それによりますと本県分につきましては、やはり都道府県清算後の金額で約209億円程度となる見込みでございます。増収分を含めてトータルでは384億円程度ということでございます。

小越委員

384億、県に10%になると消費税の税収がある。それでさっき言いました5%、大体それでいきますと県全体の県民、それから、企業を含めますと、消費税として払う、それはお幾らぐらいですか。

上小澤税務課長

消費税の額ということでございますが、負担試算ができてない状況でございます。委員が今おっしゃったとおり、5%から10%に単純に875億円を倍にするということになりますと1,750億円ということでございますが、これにつきましては県内で最終に消費した税収として推計したものでございまして、県民が負担した額に限らず県外の観光客とか、あるいは、地方自治体が負担した額も含まれることでございますので、県民の負担とはちょっと言えない数字でございます。

小越委員

県民の負担とは言いませんけれども、県の収入として入ってくるよりもこの負担のほうがはるかに多い。1,750億が若干前後すると思いますけど、はるかに多い負担を住民は払わされることになると思います。それで地方消費税はふえていくんですけど、では、県の基幹税であります法人税はどのようになると推測されますか、10%になると。

上小澤税務課長

その試算につきましては現在、見込みはしてございません。

小越委員

ぜひ見込みを出してもらいたいと思います。私、議会でもこの前聞いたら平成 9年の、これ県の統計資料で「統計から見た山梨経済」というところに載ってい ますけれども、この前3%から5%になったときですよね、県内の総生産は減っ たって、県から見ているとね。それはその理由としては消費税引き上げなどによ る影響で景気後退が始まったことがうかがえます。今度10%になる、2倍なんですよね。3から5になるなんてもんじゃないくらいの大きな影響です。そして今も景気が後退している中でこのような結果になりますと、大きな負担が県民に求められる。そしてそれが景気の後退になり、地域では県税収入が減ってくるんだと私は思いますので、ぜひそれ試算をして出してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

上小澤税務課長

内閣府の試算によりますと、消費税の引き上げに伴いましてそんなに経済への 影響は少ないというような分析がされておりますので、それによりますと県税収 入もそんなに影響を受けないのではないかと考えております。

(原子力防災アドバイザーについて)

小越委員

それは県民感覚とかなりずれた形で、ほとんどの方が増税されれば景気が後退する。そして、この消費税はちょっと上がりますけれども、法人税の企業の活動が停滞すれば結局所得も減りますし、県に入ってくる税収は減るんだと思います。景気がこれでよくなる、内閣府が言っているからとか、そのままうのみにするのは県の財政を預かる者で「えっ」というふうに私思います。ぜひ試算して、必ずそういう企業の県の統計資料でこの前5%になったときつくってあるんですからね、消費税引き上げによって景気後退が始まったと、そのことも含めてぜひ試算をしてもらいたいと思います。

もう一点、違う話ですけど、防災についてお伺いしたいと思います。防災計画の見直しがつくられ、その中で原子力の災害による防災のところがつけ加えられました。そして今期の予算で原発災害に伴って130万円の予算が計上されております。そしてこの中では130万円で原子力に明るい方々をアドバイザーにして委嘱をして、避難経路とかリンクをつくると言ったんですけど、アドバイザーの方はどの方に決まったんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

この原子力防災アドバイザーにつきましては、現在、人員選定中でございましてまだ決定しておりません。

小越委員

それは選定についてはいつごろ決まるんでしょうか。たしか2月議会の知事の答弁だと思うんですけれども、屋内退避とか避難勧告指示等の住民の防護対策の広域的な避難が必要になった場合の調整などを、原子力防災アドバイザーを委嘱して避難の具体的な方法を含め住民に啓発する検証を行っていますとありますけど、この防災アドバイザーが決まらないと、では、この原発被害の防災対策何もまだ進んでないということですか。

宮原防災危機管理課長

原子力に関する防災対策につきましては地域防災計画を昨年末、12月にまとめたわけでございますが、計画の中に新たに原子力災害の予防対策と原子力災害の応急対策、これにつきまして明記したところでございます。アドバイザーにつきましては、今、選定中でございますが、まず予防対策につきましては静岡県との情報伝達の連携とか、避難対策については事務レベルで検討が進んでいるところでございます。そして、予防対策につきましては平時のモニタリングの実施というものもうたってありますが、これはもう既に御承知のように甲府市内、あるいは、上野原市・富士吉田市等の5カ所に放射線の常時観測機器を整備しているところでございまして、また、さらに放射能に関しましては各林務環境事務所に、

持ち出し可能な4台を整備するとか、放射能の平常時の測定については順次進めているところでございまして、職員あるいは県民への啓発という部分でございますが、それも予防対策の中で明記しているところでございますが、他県で行いました原子力の対策の研修とか、職員を派遣して研修しているところでございます。

小越委員

今、静岡との連携とおっしゃいましたけれども、中部電力、もしくは一番心配されます浜岡があったときに、山梨県に南西の偏西風に乗って静岡から山梨広域に放射性物質が落ちるんじゃないかというシミュレーションも出ていますけれども、静岡県との連携ですか。例えば何か起きたときにすぐ逐次、すぐファックスで来るとか、電話で来るとか、メールで来るとか、そういうホットラインがなっているんですか、浜岡原発や中部電力と。中部電力としなくて静岡県を介すると遅くなるんじゃないんですか。長野県みたいに中部電力と直接契約結ぶとか、覚書するとか、そういうことはしているんですか。

宮原防災危機管理課長

基本的に各電力会社との協定はせず、原子力政策につきましては国が主導でやっていくべきだという見解を持っておりまして、そうはいいましても行政同士、浜岡があります静岡県との情報伝達の連携とか、その避難対策、これについては事務レベルでどうすべきかというのを、今、現在検討しているところでございます。

小越委員

放射性物質は今回の福島もそうですけれども、後手に回ったらもう取り返しがつかないんですよね。瞬時にその判断をして、国からの指示じゃなくもう山梨県が率先してどうするかって判断していかなきゃならない。それには情報がなきゃできないんですけど、だったら、今、避難とかやっていますけれども、じゃ、避難を各住民の皆様に例えば南部町ですとか、早川町、それから、もう一番危険なところの近いところで、そういう方々がもし原発の浜岡事故があったときに、どのように避難するかというのを県からお示ししているんですか、避難訓練とか、避難の方法とか。

宮原防災危機管理課長

これにつきましては昨年の防災計画の見直しで、原子力災害に対する規定を盛り込んだところでございますが、今年度におきましては具体的なその避難とか、情報伝達等につきまして、具体的な手順とか基準をつくっていくということを考えております。

小越委員

それはいつやられるんですか。130万円の予算はどのようなものに使って、まだアドバイザーが選定、もう7月ですよ。これからアドバイザーをお願いして、それからいろんな意見を聞いて研修してリーフレットつくるといったらどのくらいになるんですか。もう原子力災害がもし何かあったときに、それは国の主導でございましたっていうふうに県は言い逃れ、そんなことできないと思うんです。すぐ直ちに手を打つべきだと思いますが、避難路とか、それから、原子力のこういうものが危ないとかリーフレットつくるとか、そういうのを率先してできないんでしょうか。

宮原防災危機管理課長

予算につきましては防災関係者あるいは住民に対する研修、そして今言いましたアドバイザーの報酬、あるいは、県民啓発用のパンフレットの作成におきます

130万円を計上しているところでございます。これについては当然本年度着実に実行しているわけですが、避難とかいうものにつきましては国の方でもようやく原子力規制委員会の設置法が制定されまして、それをもとにこれから5人の委員を選んで、9月ごろ本格的に昔でいうEPZの避難区域とか、そういうものを決めていくということでございますので、その避難の範囲とかいうものにつきましては、国のものを反映して本県でも考えていくべきだと思っておりますので、その国の動向を見ていきたいと思います。

(職員の採用について)

小越委員

今の原子力行政、国の動向を見ていると非常に不安なものがあります。国の動向を見ていって間に合うのか、大丈夫なのか、非常に心配です。130万円が多いとは思いません、少な過ぎると思っています。今、浜岡のところは南海トラフが起きた場合にマグニチュード9が来て、津波が21メートル来るんじゃないか。でも、18メートルしか防潮堤がないと。津波そのものよりも地震があったとき隆起するんではないかということも言われています。いつ地震が起きてもおかしくないと皆さんみんな言っていますけれども、この地震と一緒に原発事故が起きたらどうやって避難するのか。外に行くのがまずいんじゃないかということもあるんですよね、放射性物質が来た場合。それを瞬時に判断して避難の経路、それから、避難のやり方を言わなかったら、みんなが……。

偏西風に乗ってきますと避難したところでまた放射性物質が落ちてくる、そういうこともあるわけですよね。それもやはりすぐやらないと、それは国の指導を待っているというのは遅過ぎると思います。ほかの県に比べて危機感が足りないと私は思います。ぜひこの原発の問題、全国で、今、原発なくせの運動が起きていますけれども、浜岡を廃炉にするのが一番ですが、それにしても30年以上かかりますから、放射性物質がある限り不安が取り除かれていきません。ぜひこの原発の被害についても防災の中でしっかり詰めてもらいたい。

最後に1点だけ、採用試験のことをお伺いしたいと思います。今回、職員の採用試験を募集されておりますけれども、そして、上級行政職43名、そのほかに各資格職、林業とかもありますが、高校生が卒業して高卒の方が県の職員を受けるとしたら、どういう職種があって、それは何人ぐらい採用されるんですか。

丹澤人事委員会事務局次長

高校生を対象とした試験といたしましては、県職員採用初級試験があり、行政職が1名、警察事務が1名程度でございます。あと小中学校事務職員というのがございまして、これがやはり3名程度、それから、警察官のBという区分がございますが、今年度は15名程度となっております。

小越委員

ことし県民センターの所長さんが産業労働部の参事として企業を回ると聞きました。今回、労働局と、それから、県の労政雇用課含めて来年の高校生の求人を、ぜひ求人をふやしてほしいということで企業を回っていると聞きました。だけど、お願いしている立場の県の職員が、職員の初級行政職1名ですよ、ことし。1名、2名、そういう数字がずーっと来ています。ほかのところに採用してくれと言いながら、山梨県庁の行政職、初級高校生を受けるのは1人、警察事務も1人、学校事務は3人って書いてあります。これでそこに頼むのは、うまくないんじゃないでしょうか。もっとどうしてふやせないんですか。

吉原総務部次長

初級職の採用ということで、これは各任命権者の方から人事委員会の方にお願いをしておりますので、私の方からちょっとお答えをさせていただきたいと思っ

ておりますが、現在、県職員等につきましては簡素で効率的な行政運営が求められている中にありまして、基本的には退職補充を基本に初級職も含めて採用をしていくということで、今以上に特別な採用枠を拡大するというようなことができないような状況にあるということでございまして、初級職・上級職を含めて大きな拡大というのはできないというのが現状でございます。

小越委員

ほかのところにお願いしておきながら、自分のところはこれだけというのはちょっと解せないし、今、この現在の県の職員の皆さんの労働のことを思ったら、もっと人がいないと大変だと思うんです。業務量はどんどんふえていくばっかりでどんどん人が減らされていく。先ほどの土地開発公社のこととか消防協会のこともつながっていくと思うんですけど、本来ならダブルチェックをして、2人か3人でチェックするのが筋じゃないですか、いろんなものを引き継ぎするときにも。それが何か1人で全部やって全部確認しなきゃならない、人が足りないからじゃないんですか。人がいればもう少しいろんなことが複数の目で見れることができる、業務もいろんなことができる。どうしてそうやって人を減らしていくのかなと思います。私はまず人をふやすところから始めるべきだと思います。いかがですか。

吉原総務部次長

雇用という面で委員のお話もありますけれども、やはり県民の皆さんからは、やはり行政運営をしていく上で、こういった今の厳しい状況の中では、やはりできるだけ簡素で効率的な行政運営、こういうことも求められているということで、これまで定員適正化計画というものをつくりまして計画を達成してまいりました。23年4月にその計画は終わりましたけれども、引き続きまして今の状況は現状の業務量や組織に対しましては必要最小限の職員の規模になっていると考えております。ですので、ここのところをベースに、やはり退職した場合、そこを補充していくという考え方でございます。

上小澤税務課長

先ほど小越委員の方からございました消費税の引き上げについてでございますが、その中で小越委員の方から平成9年の統計調査課の分析について触れていただきました。消費税の影響が大きかったということですが、それについて補足説明させていただきますと、統計調査課の「県民経済年報」によりますと、減少した要因としては消費税引き上げの駆け込み需要の反動により、民間住宅投資が大きく落ち込んだことと、あと、秋以降のアジア通貨危機、金融機関破綻などが大きな影響をしているということでございますので、補足説明をさせていただきます。

小越委員

そう言いますけど、その後、じゃ、回復したんですか。一時的なものだとおっしゃいますが、その後、平成9年、消費税が引き上げられて、ぐーっとまた戻ったということないと思うんですね。

上小澤税務課長

その後、消費税の影響によって下がったということはないかと承知してございます。

以 上

総務委員長 望月 勝